

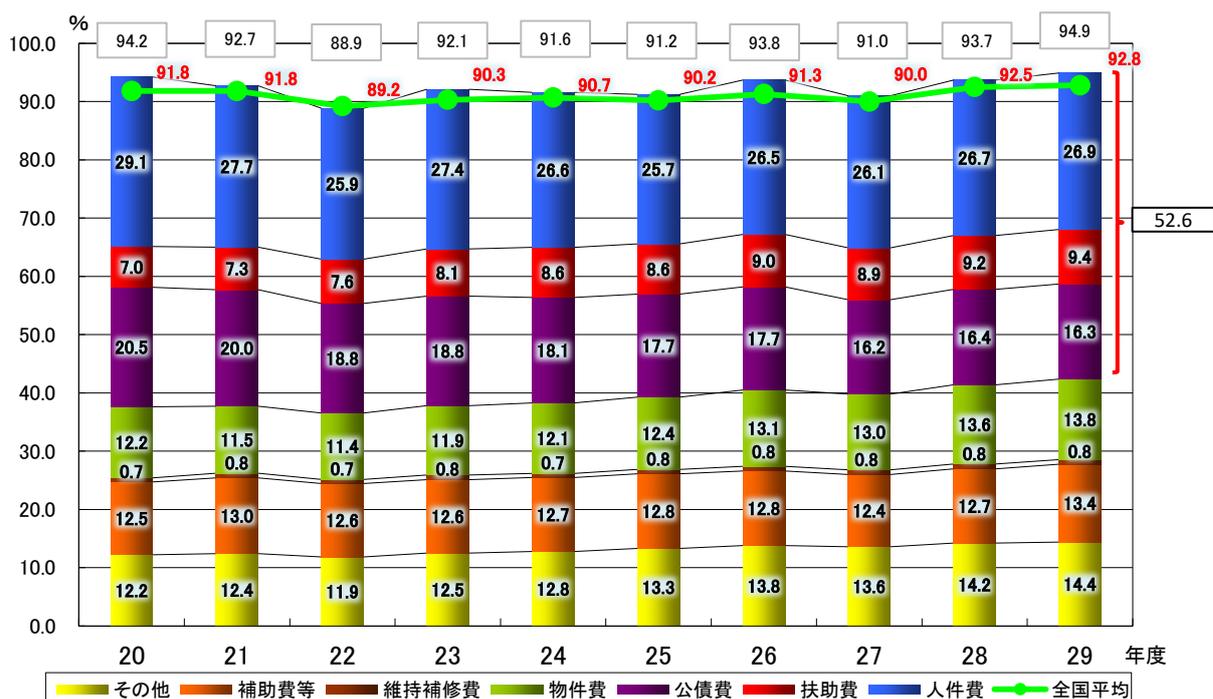
1 財政分析編

特集 義務的経費からみる市町村財政状況の展望と課題

(1) 市町村を取り巻く状況

- 平成29年度の府内市町村（京都市を除く）の決算状況は、景気の回復基調を背景に、歳入面では地方税収入が増加したものの、歳出面では、社会保障関係経費が増加したこと等により、実質単年度収支は17団体が赤字（平成28年度16団体）となり、基金からの繰入に頼らざるを得ない厳しい状況が続いています。
- 財政の弾力性を示す経常収支比率においても、府内平均が94.9%と平成28年度から1.2%上昇し、全国平均の92.8%を2.1%上回っており、経常経費の増加により府内市町村の財政状況がより硬直化したものになっていることがうかがえます。
- 経常経費の中で大きな割合を占めるのが人件費・扶助費・公債費からなる義務的経費となりますが、これらの経費については短期間に費用を削減することが難しい性質があり、義務的経費の増加は財政の硬直化を招きます。
- 近年自然災害が多発し、災害復旧事業費等緊急の支出を余儀なくされるケースが増えており、義務的経費の割合が高い状態であると、自由に使える財源が少なく、多額の基金を取崩すこととなります。
- 今回の特集においては特に義務的経費に着目し、中長期的にみた変化の特徴から、今後の市町村財政運営の展望と課題についてみていきたいと思います。

資料Ⅰ 経常収支比率の構成割合（グラフ上部の数値は京都市を除く府内市町村平均の経常収支比率）



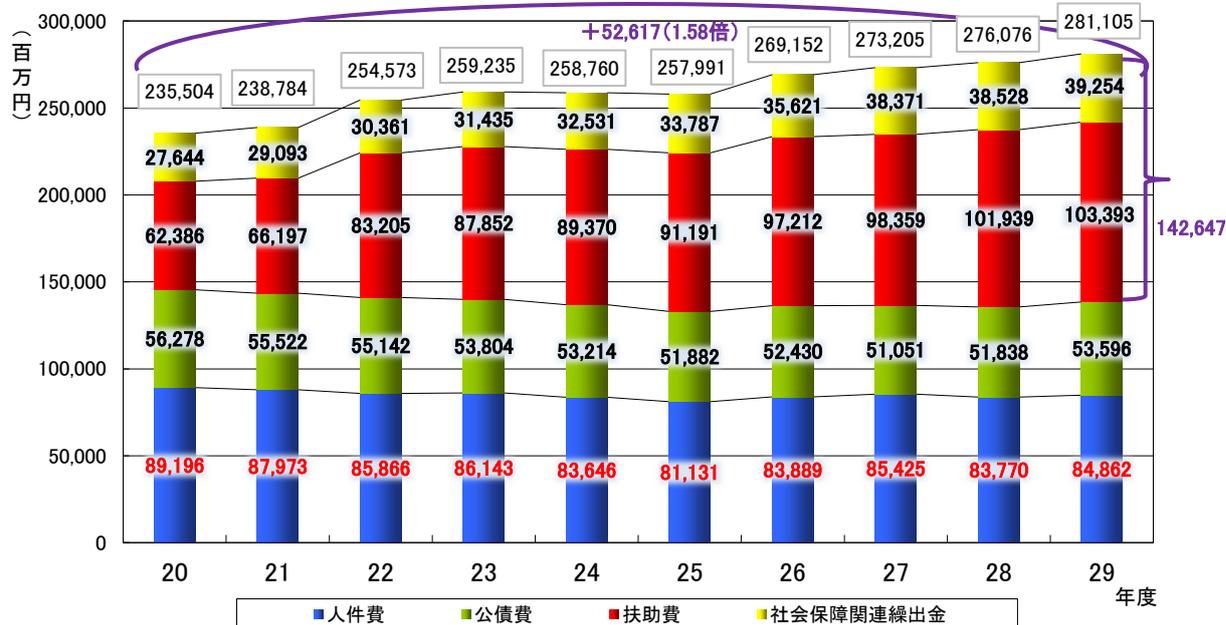
(2) 義務的経費の推移

○ 義務的経費はこの10年間で約2割増加しています。人件費については、市町村の行財政改革の努力により常勤職員数を削減し、費目としてはこの10年間で減少してきたところですが、臨時職員の賃金は物件費に分類されていること等から、分析の際には、行政コスト全体として削減できているかという点について注意が必要です。

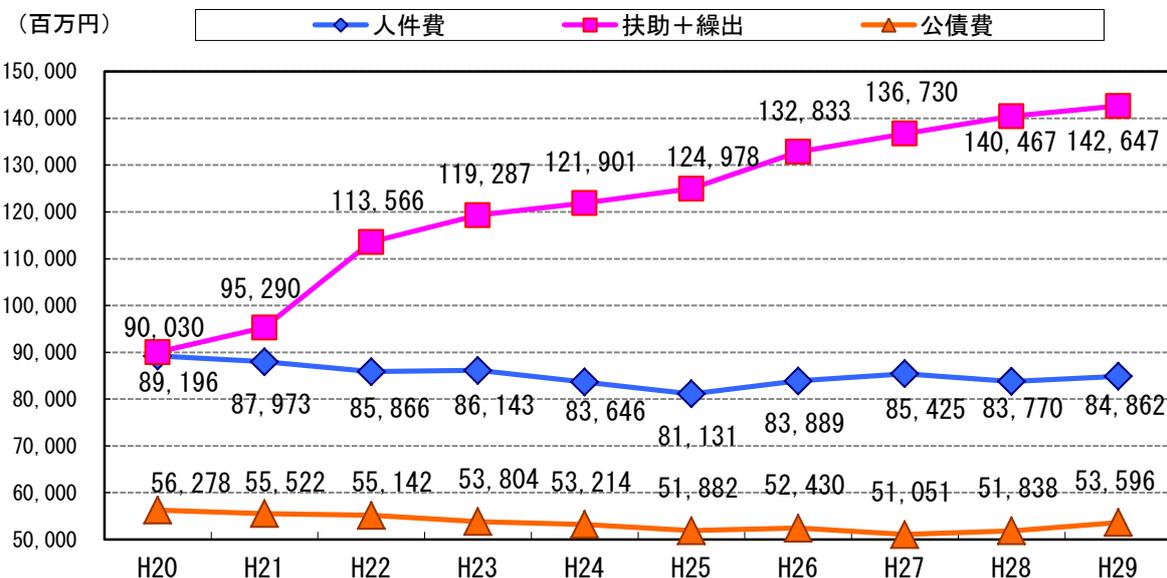
○ 公債費については、平成20年度と比較すれば減少しているものの、近年は臨時財政対策債の元利償還金の増加により、概ね横ばいで推移しています。

○ 義務的経費の主な増加要因は、扶助費・社会保障関連繰出金となりますが、これらの経費は平成22年度以降子ども手当（現児童手当）の支給額が大幅に引き上げられたことで大幅増となり、その後も高齢化の進展等により逡増しています。

資料Ⅱ 義務的経費の推移①（グラフ上部の数値は京都市を除く府内市町村合計額）



資料Ⅲ 義務的経費の推移②



(3) 人件費等の推移

○ 資料Ⅳは人件費の内訳と賃金（物件費）の10年間の推移を示しています。

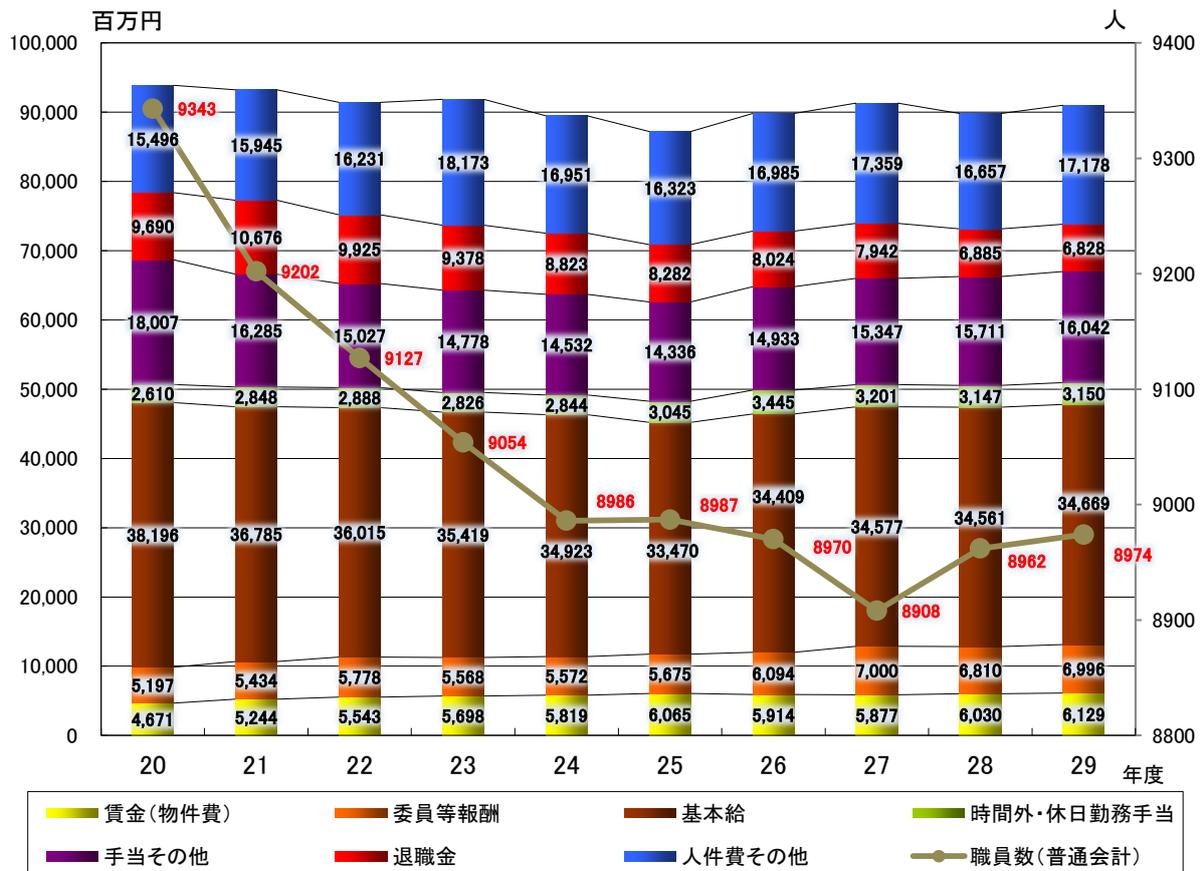
現在、臨時職員の賃金については、地方財政状況調査上人件費ではなく物件費の賃金に分類されていますが、職員全体にかかった給料を分析するという観点で、賃金も含めて人件費等を分析しています。

○ 行財政改革の努力により、職員数（常勤職員数。総務省定員管理調査による。）はこの10年間で減少傾向にあり、それに伴い、基本給や退職金についても減少傾向にあります。

○ 一方で、臨時職員の給与である賃金（物件費）や時間外・休日勤務手当、委員等報酬（資料Ⅴのとおり、非常勤職員報酬が大部分）は増加傾向であり、職員数の減少による人手不足を臨時職員等や時間外・休日勤務により補うような状況になっている可能性があります。

○ 常勤職員の削減については、今までの行財政改革の取組の中で進められてきており、行政の担うべき仕事は減っていないという前提に立つと、このグラフからは、業務自体の削減や効率化を行なわなければ、ただ単に職員数を減らしただけでは、行政コスト全体の削減につながらない可能性があることを示唆しています。

資料Ⅳ 人件費等（一部物件費を含む）及び職員数（普通会計）の推移



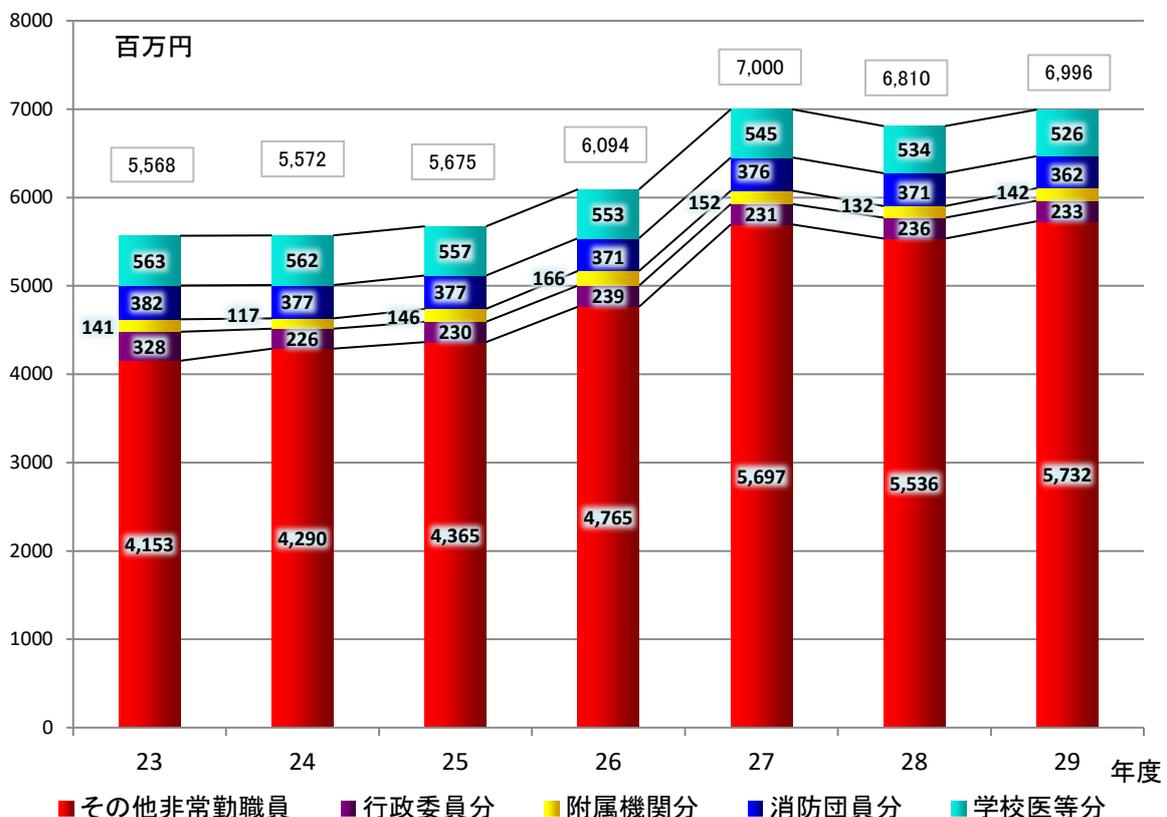
※職員数は普通会計に属する職員のみを対象とし、公営企業会計に属する職員数は除きます。

※物件費に属する賃金を含んでいるため、合計値は人件費総額と一致しません。

※人件費その他には地方公務員共済組合等負担金、特別職の給与、議員報酬手当等を含みます。

- 人件費の関係では、平成32年度から会計年度任用職員制度が導入されます。
会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の改正により創設された制度で、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、適正な任用を確保する制度です。
- この決算上の影響としては、現在物件費に分類されている臨時職員の賃金が、フルタイムの会計年度任用職員については人件費に分類されるようになるほか、会計年度任用職員に対しては期末手当を支給できるようになるため、今後人件費が大きく増加する可能性があります。
- 人件費の見直しをする際に留意すべきこととして、自団体の事務事業の量を正確に把握し、見直し前と見直し後の費用の純減分がどれだけあるかを確認しなければなりません。
単に職員を削減したり、時間外勤務を抑制したりすることは業務の質の低下を招く可能性があるため、既存の業務プロセスを一から見直し、マニュアル化できる業務はマニュアルを作成して業務を効率化したり、職場全体の業務量を調査して職員を適正に配置する等、費用対効果を上げるような業務改革（BPR）の取組が必要になると考えられます。
- また、業務効率化の手法の一つとしてロボットによる業務自動化（RPA）があり、ソフト開発により業務の自動化を図り、短縮できた時間をより創造的な業務に充てるようにするといった手法も、将来的に活用できるようになると考えられます。

資料Ⅶ 平成29年度委員等報酬の内訳の推移（グラフ上部の数値は京都市を除く府内市町村合計額）

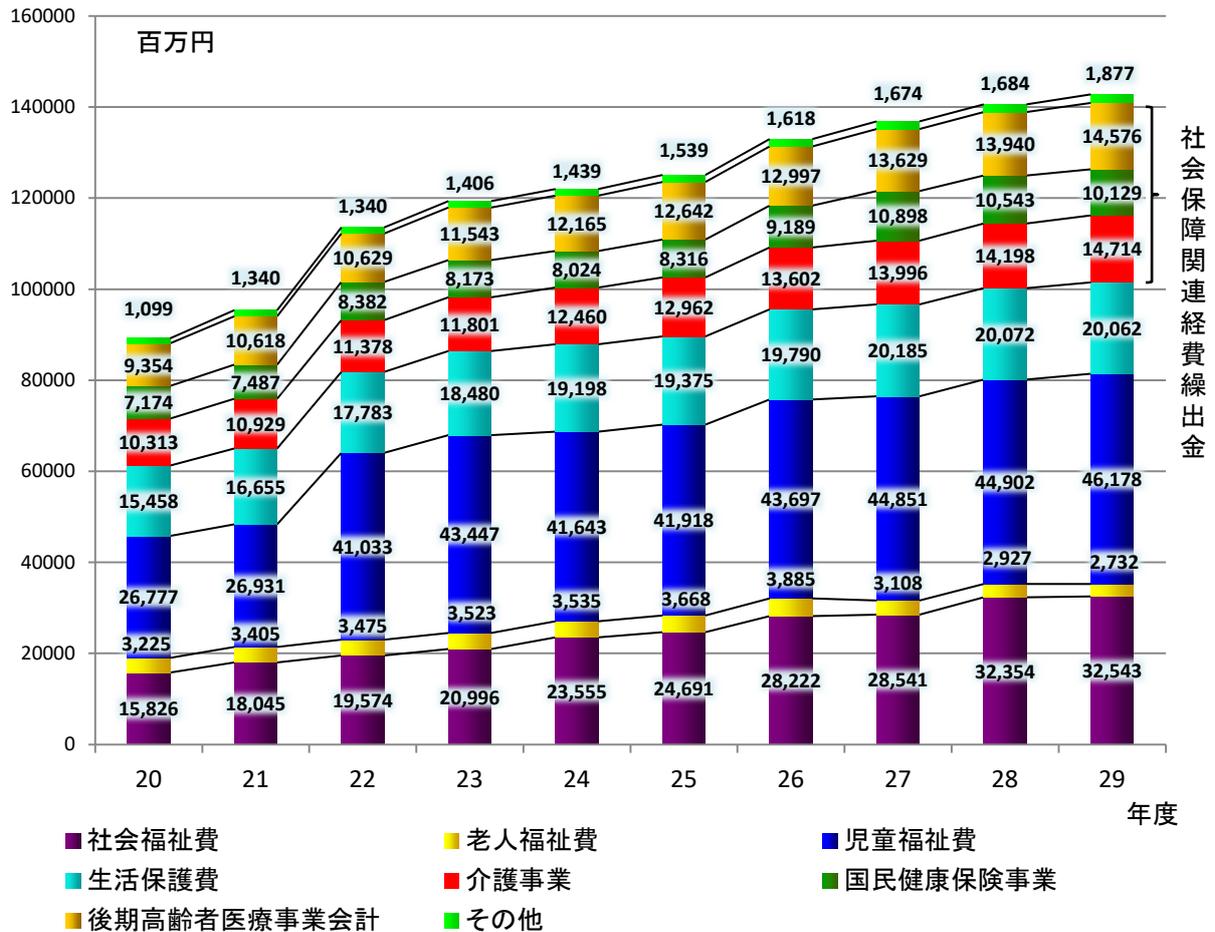


※平成22年度以前は地方財政状況調査上委員等報酬の内訳がないため記載していません。

(4) 扶助費等の推移

- 扶助費及び社会保障関連経費繰出金の推移については、少子高齢化の進展等に伴い、全体として増加傾向にあります。
- 扶助費の内訳を見ると、老人福祉費の規模が極めて少なくなっていますが、それは老人福祉費の大部分が繰出金等のうち、後期高齢者医療事業・介護事業への繰出金等に分類されているためです。
高齢化の進展や介護事業の事業として介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたこと等に伴い、これらの繰出金等は増加傾向にあります。
- 社会福祉費の内訳としては、障がい福祉関係経費が大きな額を占めています。近年障がい者手帳所持者が増加していることに加え、障害福祉サービスが積極的に活用されるようになってきたため、大きく費用が増加しています。
- 児童福祉費は、平成22年度に子ども手当（現児童手当）の支給額が大幅に引き上げられたため、大きく増加していますが、近年の核家族化や共働き家庭の増加といった社会情勢の変化に伴う保育需要の増大により、増加傾向にあります。
- 資料Ⅵに示されている経費の多くは、決算上の目的別の分類によると、民生費に分類されるものであり、目的別の分類と性質別の分類のクロス分析が有効です。

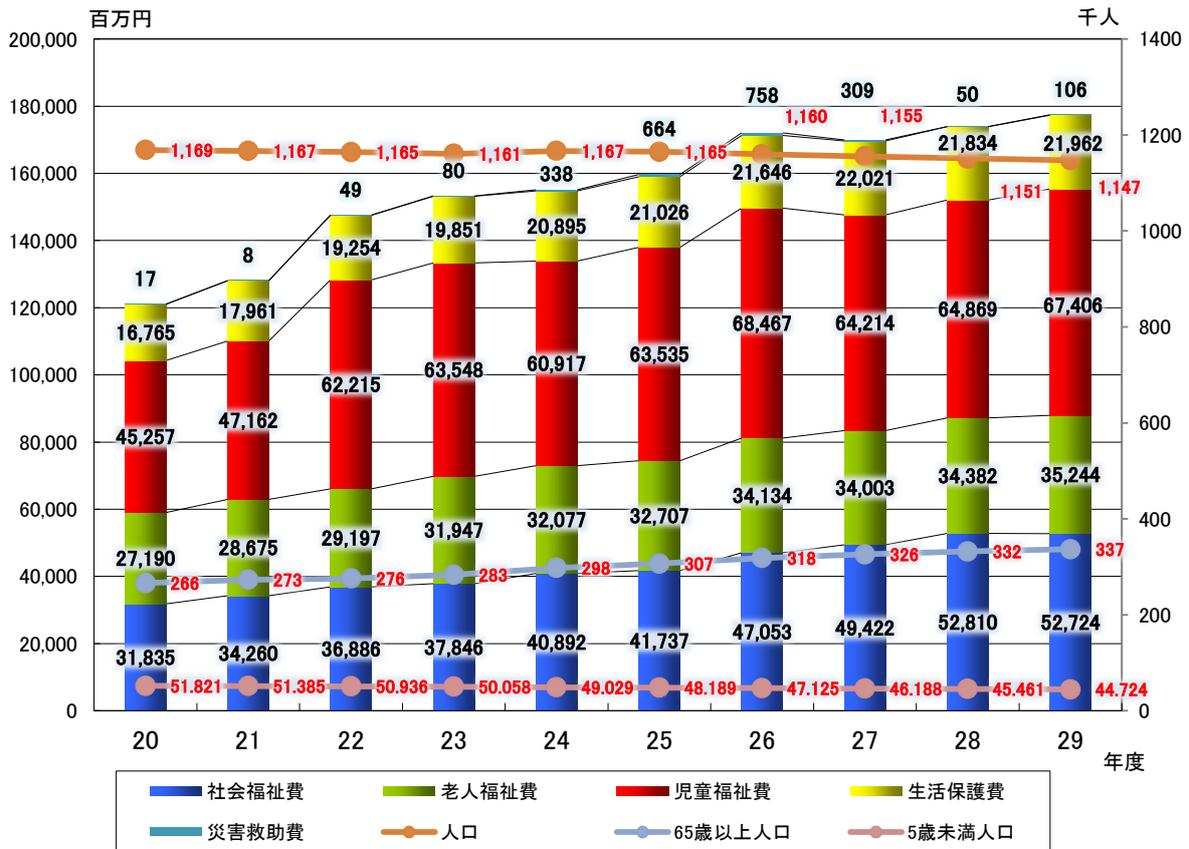
資料Ⅵ 扶助費及び社会保障関連経費繰出金等の推移



※社会福祉費・老人福祉費・児童福祉費・生活保護費・その他は扶助費の内訳であり、介護事業・国民健康保険事業・後期高齢者医療事業会計は、繰出金等の内数です。

- 資料Ⅶは、民生費の内訳の推移と人口の推移を示したものです。この10年で人口が1.8%減少する中、民生費全体は46.6%増となりました。
- また、65歳以上人口が26.5%増加している中で、老人福祉費は29.6%増加する一方、5歳未満人口は13.7%減少する中、児童福祉費は48.9%増加しています。
- 障がい福祉費を中心とした社会福祉費については、65.6%増加しており、社会保障関連経費の増加要因としては、高齢化だけでなく、少子化対策としての児童福祉費の増加や、障がい福祉費の増加が大きな要因となってきています。

資料Ⅶ 民生費及び人口の推移



※人口は1月1日時点の住民基本台帳人口。ただし、平成24年度以前は3月31日時点の住民基本台帳人口。

- 社会保障関連経費は引き続き増加しており、今のところ少子高齢化に歯止めがかかる見込が立っていない以上、今後も増加傾向にあると見込まれます。
- 今後予定されている消費税率の引上げと同時（平成31年10月1日）に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料の無償化といった、幼児教育の無償化が国の施策として進められます。
- 地方負担額については、平成31年度は全額国費負担、平成32年度以降も全額交付税に算入するとされていますが、人口が減少局面にあり、特に5歳未満人口に至っては10年間で大きく減少している中で、今回の幼児教育の無償化により、保育需要が喚起されることが予想されます。

(5) 公債費等の推移

○ 資料Ⅷは、普通会計における公債費と、公営企業会計における地方債元利償還金に対する一般会計からの繰出金、そして、実質公債費比率の算定の際に用いる公債費等に対する交付税措置額の推移を示したものです。

○ 近年、臨時財政対策債を除く元利償還金については減少傾向である一方、臨時財政対策債の元利償還金については、起債残高の増加に伴い増加傾向にあります。

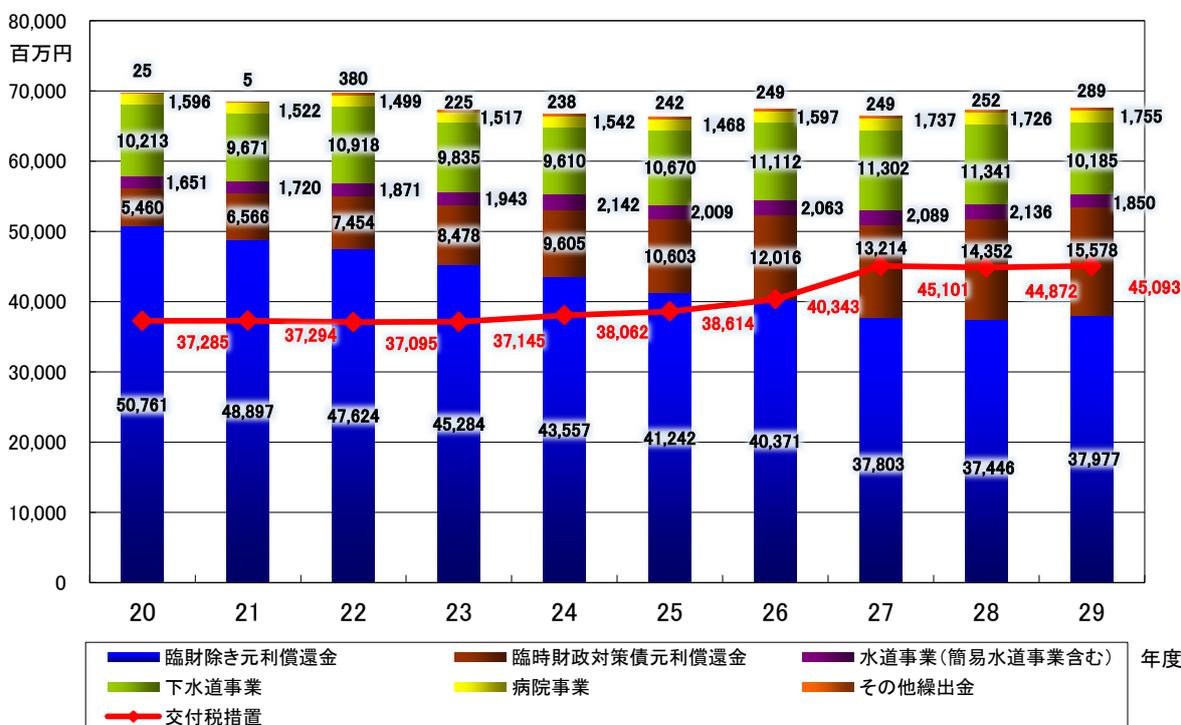
○ 一方、公営企業の地方債償還に充てる繰出金については、増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。公営企業への繰出金については、下水道事業への繰出金が多額を占めていますが、府北部地域を中心に引き続き整備を行なっている地域もあります。

○ 公債費及び公営企業会計の地方債の償還に充てる繰出金の総額については、概ね横ばいで推移していますが、交付税措置額は上昇傾向にあります。

これは、発行可能額の100%が普通交付税措置される臨時財政対策債の残高が年々増加し、公債費に占める割合が高まっているためです。

○ 注意すべきことは、公債費及び公営企業会計の地方債の償還に充てる繰出金の総額に対して、交付税措置額が低い団体については、交付税措置の少ない事業債を多く起債している可能性があり、後年度に公債費は膨らむが普通交付税は伸びないという状況に陥り、財政が逼迫するので、基金を積み立てて負担に備える等、慎重な対応が必要だということです。

資料Ⅷ 一般会計の公債費、公営企業会計の地方債の償還に充てる繰出金及び交付税措置の推移

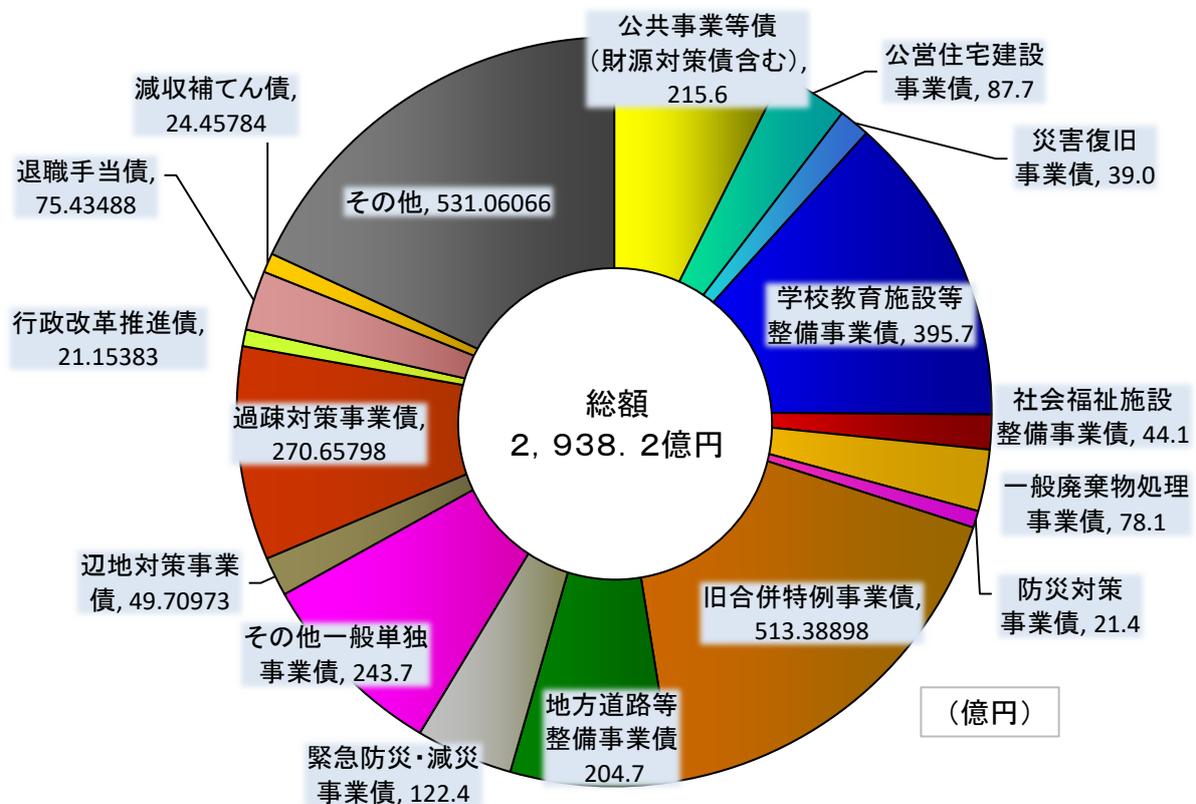


※交付税措置については、実質公債費比率の算定に用いる交付税算入額を使用しています。

※一時借入金の償還額を除いているので、公債費と一致しません。

- 資料区は、地方債残高の事業債別の内訳を示しており、今までどのような事業債が起債され、今後公債費としてどのような事業債の償還があるかを示しています。
- 地方債残高を見ると、旧合併特例事業債（合併市町のみが起債可能）、過疎対策事業債・辺地対策事業債（過疎地域・辺地地域所在市町村のみが起債可能）といった普通交付税による措置が有利な起債が積極的に活用されてきたことが分かります。
- 事業別に見ると、学校整備事業や道路整備事業が積極的に実施されていますが、それらと比較すると、公営住宅や社会福祉施設の地方債残高は少なくなっています。また道路整備事業については、国庫補助事業については公共事業等債となるため、多額の地方債を発行して道路整備を行ってきたことが分かります。
- 地方債を起債して事業を実施する際には、交付税措置の高い有利な起債を活用することももちろん重要ですが、国の補助金交付状況に見合った事業進捗にする等、財源の目処を立てて事業を実施することが重要です。
- 京都府内市町村においても、公共施設・インフラの整備は一定進んできましたが、今後は今まで建設した施設等の更新・老朽化対策が必要になってきています。限られた財源の中でこれらの需要に対応していくには、計画的に公共施設等の更新・老朽化対策を行い、人口が減少していく市町村の規模に見合った公共施設等の数になるように、統廃合を進めていくという、公共施設マネジメントの考え方が重要になってきます。

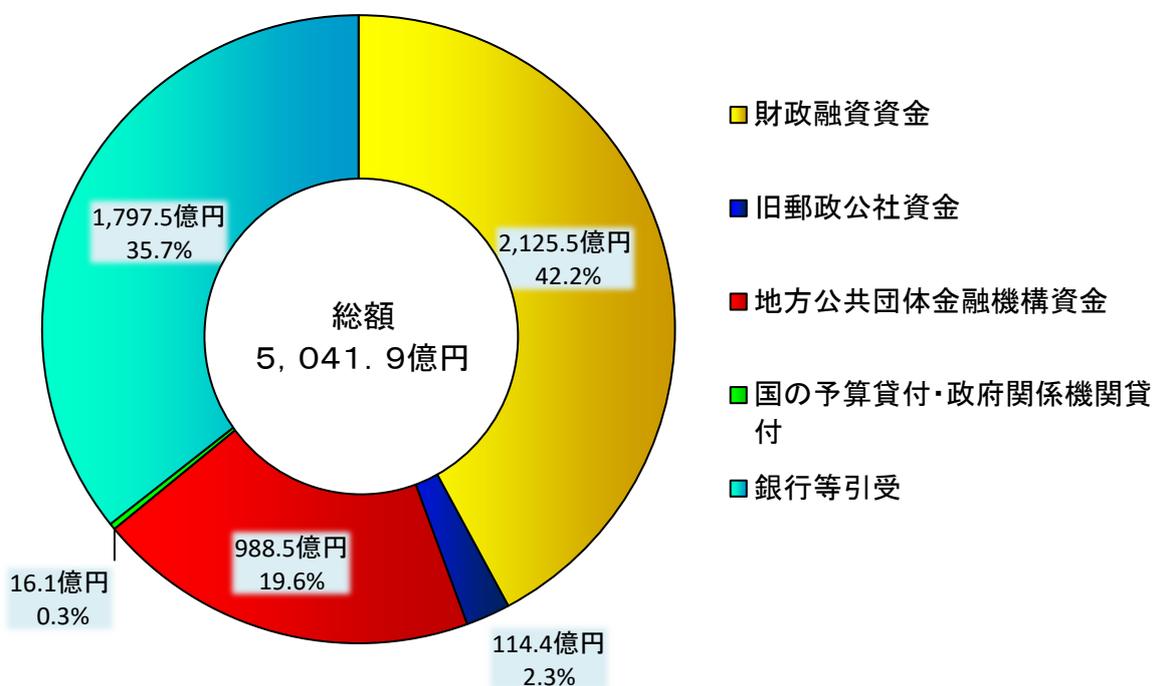
資料区 地方債残高の事業債別内訳



※臨時財政対策債の残高は除いています。

- 資料Xは地方債残高の借入先の内訳を示しており、大きく分けると、いわゆる公的資金（財政融資資金・地方公共団体金融機構資金（旧地方公営企業等金融機構資金））と民間資金（銀行等引受）に分類されます。
- 一般的に、公的資金は低金利で長期間借入が可能ですが、国の策定する地方債計画により資金額の枠が定められているため、必ずしも借入れられるとは限りません。一方、民間資金については、利率や借入期間の面で公的資金には及ばないですが、届出制度の活用（民間資金のみ実施が可能）による機動的な借入や、条件交渉次第では公的資金よりも自由度の高い借入が可能です。
- 過疎・辺地地域所在市町村においては、過疎・辺地対策事業債を活用しているため財政融資資金の割合が高くなっている一方、近年の低金利の状況を踏まえ、積極的に民間資金を活用し、低利率での借入を実現している団体もあります。

資料X 平成29年度地方債残高の借入先内訳



- 近年、臨時財政対策債以外のいわゆる建設事業債の残高については減少傾向にありましたが、平成29年度においては大型の建設事業が実施され、残高は増加しています。団体によって地方債残高の増減状況は異なるものの、特に近年大型の事業を実施した団体については、今後長期間に渡って公債費の増大を招くこととなります。
- 繰り返しになりますが、大型の事業を実施する場合は公債費が短期間で大幅に増加しないよう実施時期に留意しつつ、補助金の確保や普通交付税措置の高い事業債を活用することが必要です。
- また、公的資金に限りがあり、一定民間資金を活用する必要がある以上、利率の引き下げのための条件交渉や資金の調達方法の工夫等が必要であり、毎年度地方公共団体金融機構で実施している資金調達研修の活用や積極的な情報収集が求められます。

(6) 今後の展望と課題

- 人口減少・少子高齢化が進み、税収の大幅な増加があまり期待できない中で、今までみてきたとおり、義務的経費の増加が見込まれている状況を踏まえると、今後自由に使える財源は一層少なくなるという前提で見通しを立てて、財政運営を進める必要があります。

 - 財政運営上取り組むべき課題の一つ目としては、ある程度実施時期に裁量をもつ建設事業については、一度地方債を起債すると長期に渡って公債費として市町村財政に負担を与えるということを踏まえ、住民の要望を踏まえながら、計画的に実施していくことが必要だという点です。

 - また、公債費についてはこれまでの借入から将来的に発生する元利償還金が予想しやすいため、公債費が常に一定の水準（※）の中で収まるように適切な規模、タイミングで事業を実施できるよう計画を立てることが求められています。

 - 財政運営上取り組むべき課題の二つ目としては、常日頃から財政状況の開示と住民・議会へのわかりやすい説明を行う必要があるという点です。

 - 今後財政状況の厳しさが増す中で、住民や議会の監視の下、より一層の行財政改革を推進するためには、議会や住民の財政状況への理解が必要不可欠となります。

 - 財政状況の説明をする際に大前提となるのは、決算を詳細に分析し、わかりやすく情報を開示することとなります。また、住民と行政の間で財政に対する共通認識を形成するには時間がかかるため、財政状況が悪化してから情報を開示するのではなく、日常的に財政状況の見える化を意識して財政分析を行う必要があります。

 - 財政状況の分析は行政の政策判断だけでなく、住民の行政への評価の大前提となるものです。自治振興課においても、今後も市町村財政状況の分析を続け、わかりやすい形で府民の皆様を開示していきたいと考えています。
- (※) 公債費の規模を測る基準として、実質公債費比率がありますが、当該比率が18%を超えると地方債を起債するときに許可手続が必要となり、公債費負担適正化計画を策定しなければならなくなるため、常に実質公債費比率が18%を超えないように事業計画を立てる必要があります。

1-1 決算の状況及び課題

(1) 歳入・歳出（フロー）に関するポイント

- 歳入では、税収の80%以上を個人住民税と固定資産税が占め、比較的安定した構造となっています。しかし、個人住民税には個人所得の動向に左右されるという一面があるため、税収の安定には、産業の振興や雇用の安定が求められます。
一方、府内の市町村毎の税収の状況を見ると、特に市町村民税法人税割を中心に税源が偏在しており、京都市周辺部とそれ以外の地域で大きな差が見られます。

- 地方交付税は、この税源の偏在をカバーし、どの地域でも最低限必要な行政サービスの水準を確保する役割を担っています。
しかし、交付税総額の確保は、その財源となる法定5税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）だけで賄えない状況が続いています。これは国においては赤字国債、地方においては臨時財政対策債の大量発行が続けられており、後年度への負担の先送りとなっている点に注意が必要です。
また、今後の交付税総額の動向も不透明な状況にあり、景気を回復させ、税源を確保・涵養することが課題となっています。

- 合併団体については合併特例期間中で地方交付税が一時的に多くなっていますが、平成27年度以降、地方交付税に関する特例措置（合併算定替）が段階的に縮減しており、平成32年度には特例措置が終了する団体もあることから、財源確保や行財政改革の取組が引き続き重要となっています。

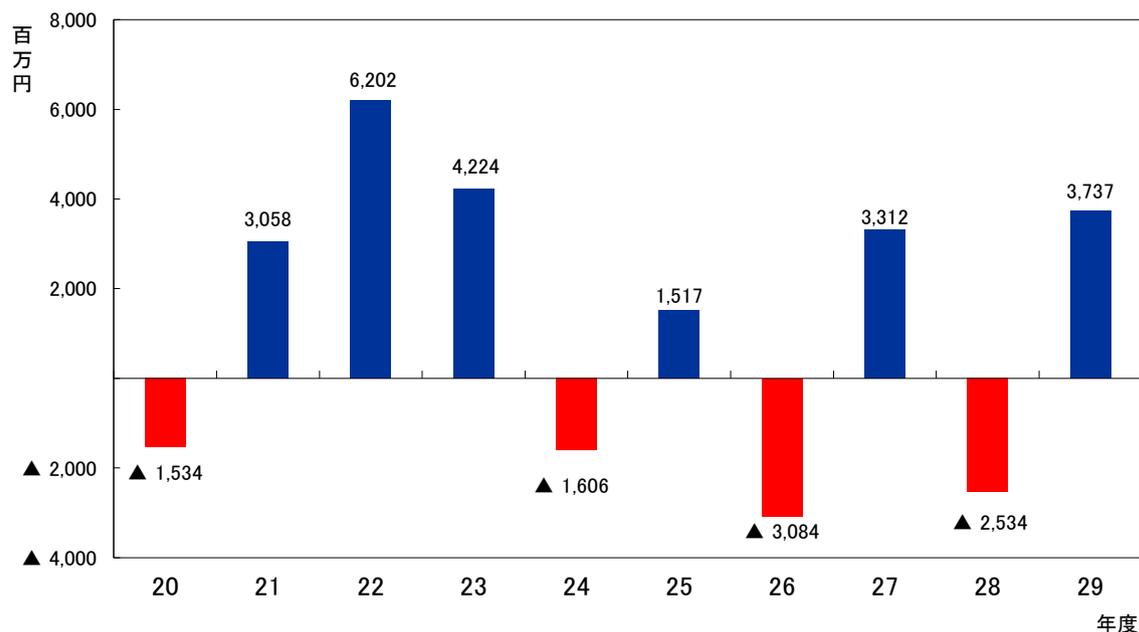
- 歳出については、社会保障関連経費が10年前と比べると1.58倍となっており、人件費や公債費を削減して、財源を捻出する手法にも限界がきている状態となっています。今後さらなる少子高齢化社会を見据えれば、社会保障の充実・安定化は必要不可欠であり、さらなる財源を確保することが課題となっています。

(2) 決算収支

○ 財産売却収入を基金に積み立てた団体があったため、前年度（25億34百万円の赤字）から黒字転換しました。

しかし、17団体において実質単年度収支が赤字となっており、引き続き厳しい財政状況が続いています。

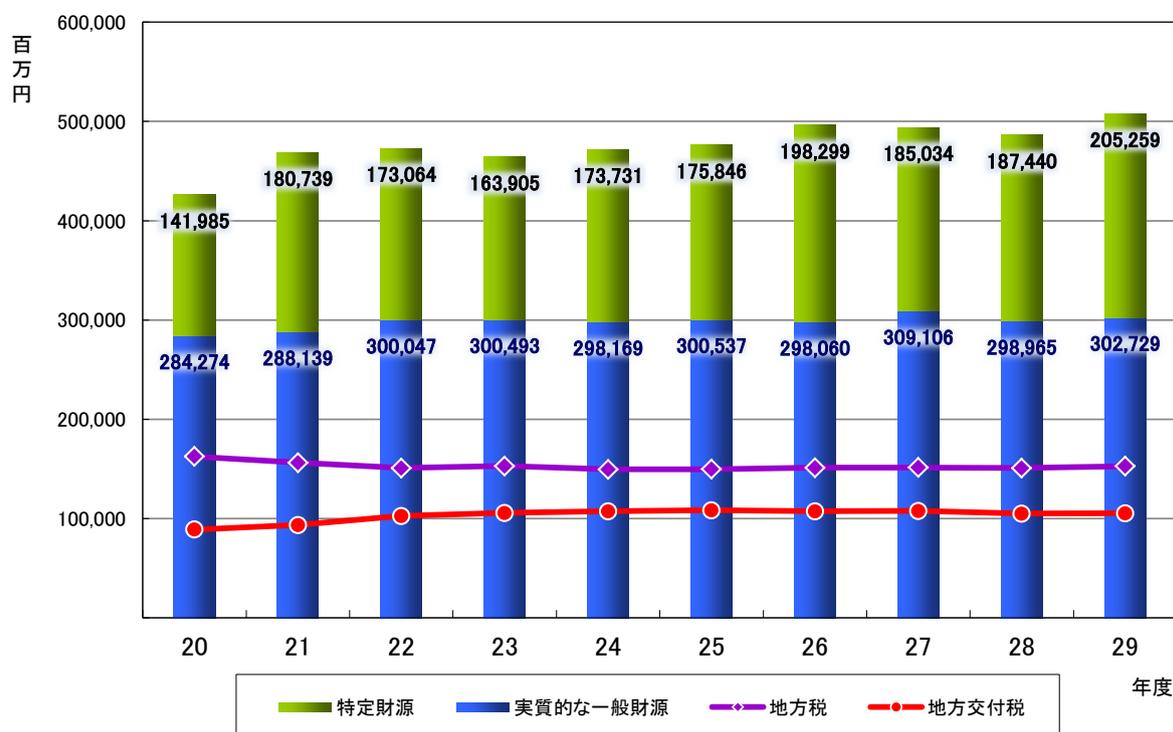
資料1 実質単年度収支の推移（市町村計）



(3) 歳入の状況

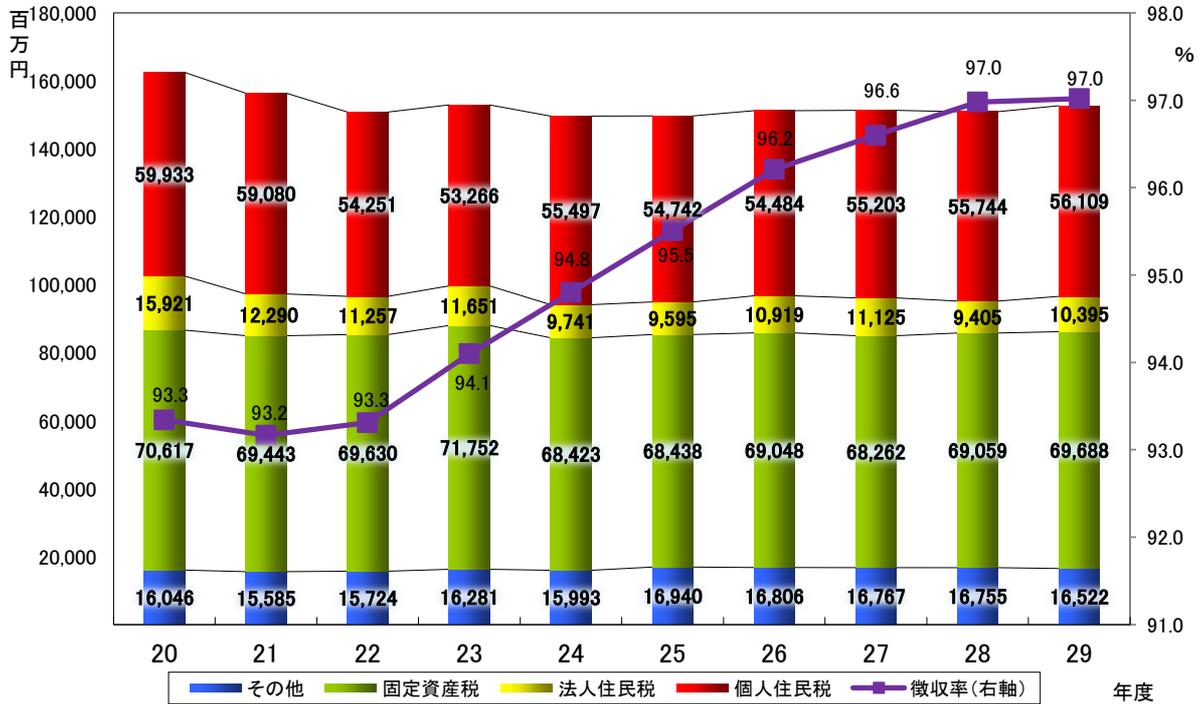
○ 平成29年度は大型の建設事業や学校整備事業の実施による地方債の増加や、景気の回復基調による地方税収の増などにより、過去最大の歳入規模となりました。

資料2-1 歳入の推移（市町村計）



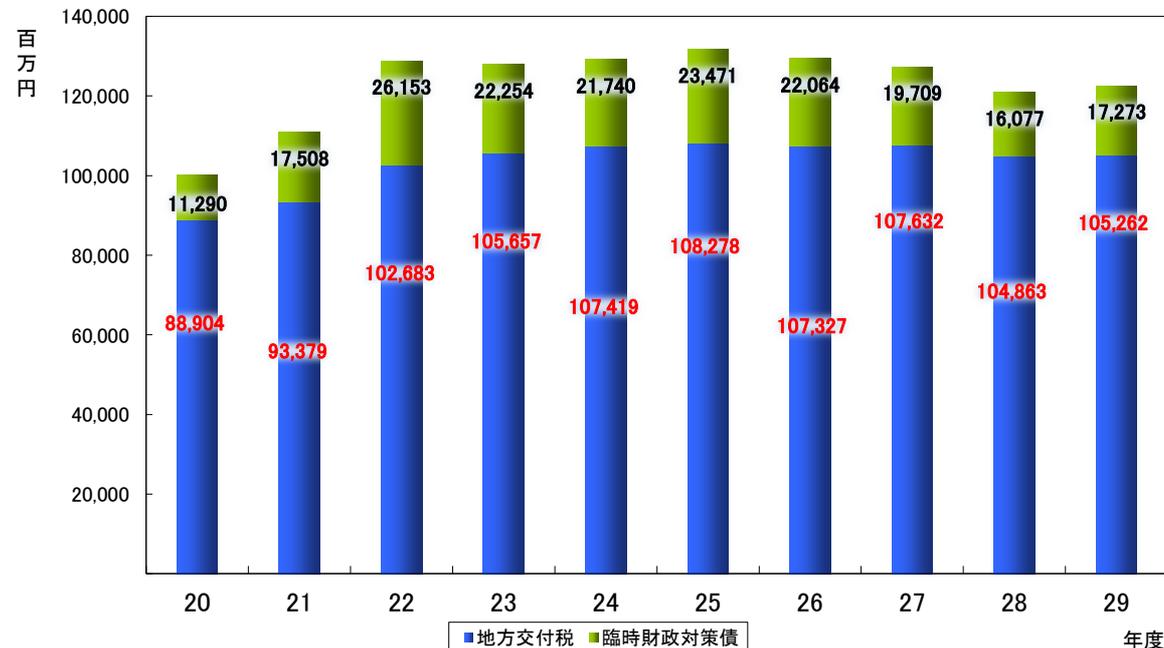
○ 税収は、平成19年度に所得税等の税源移譲により大幅な増加が見られましたが、その後リーマンショックの影響等により減少し、近年はほぼ横ばいで推移しています。平成29年度は景気の回復基調を受けて、市町村民税（法人税割）等が増となったことから、地方税全体として増となりました。また、徴収率は各市町村の努力に加え、京都地方税機構の発足もあり、同機構が本格的な徴収業務を開始した平成22年度以降増加傾向にあります。

資料2-2 地方税と徴収率の推移



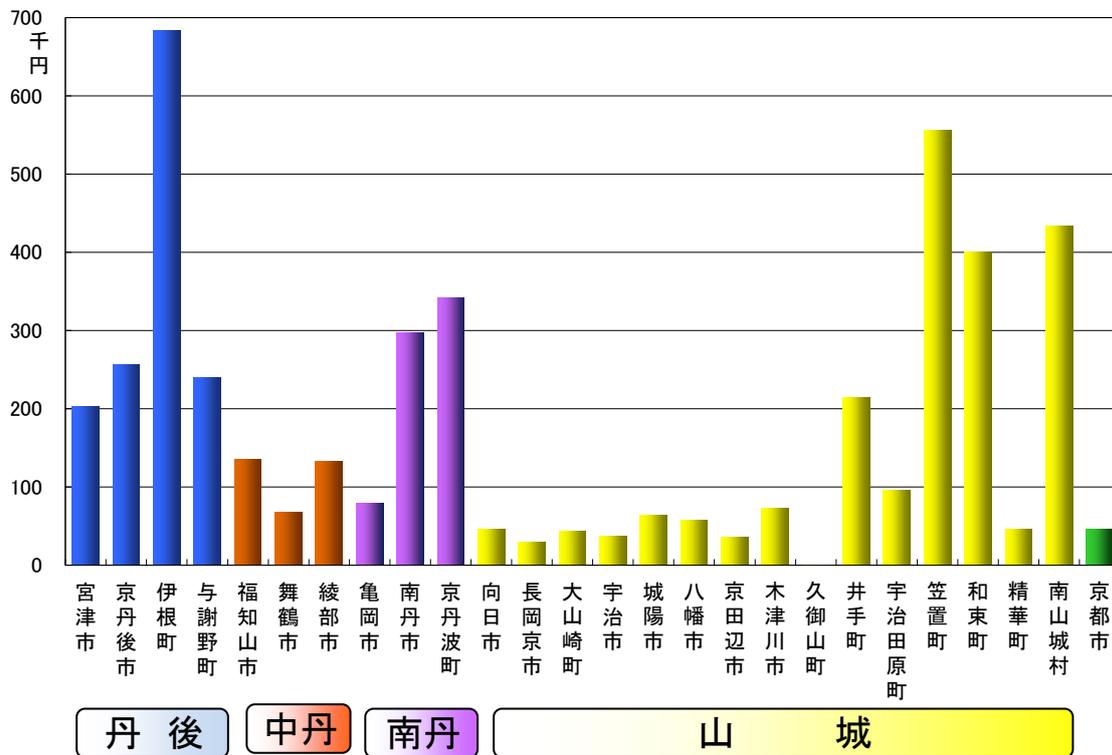
○ 平成29年度は、社会福祉費の増加及び臨時財政対策債償還費の増加などにより普通交付税が増加し、地方交付税の総額は増加しました。
また、臨時財政対策債（後年度に交付税算入あり）も増加したことで、実質的な地方交付税の総額も増加しました。臨時財政対策債は引き続き高い水準で推移しており、留意する必要があります。

資料2-3 実質的な地方交付税額（臨時財政対策債含む）の推移



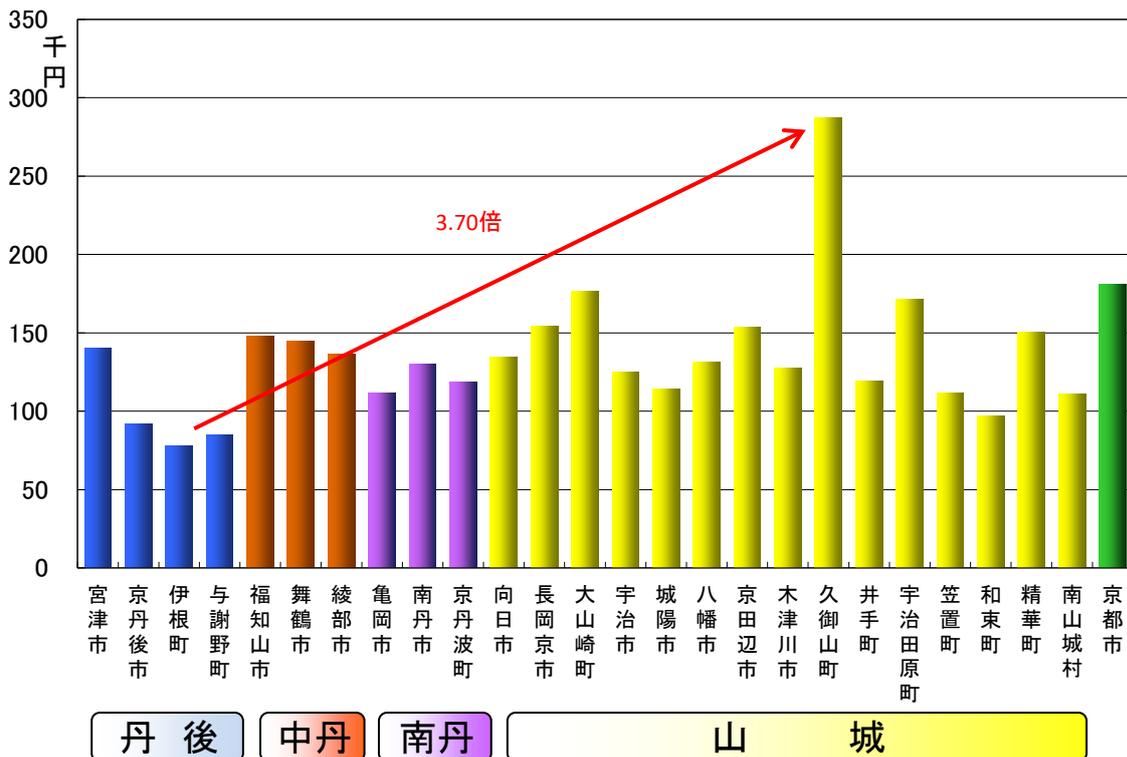
○ 人口1人当たり地方交付税は、過疎地域等財政力の低い地域で高くなっている一方、不交付団体である久御山町や都市部で低くなっています。

資料2-4 人口1人当たり地方交付税



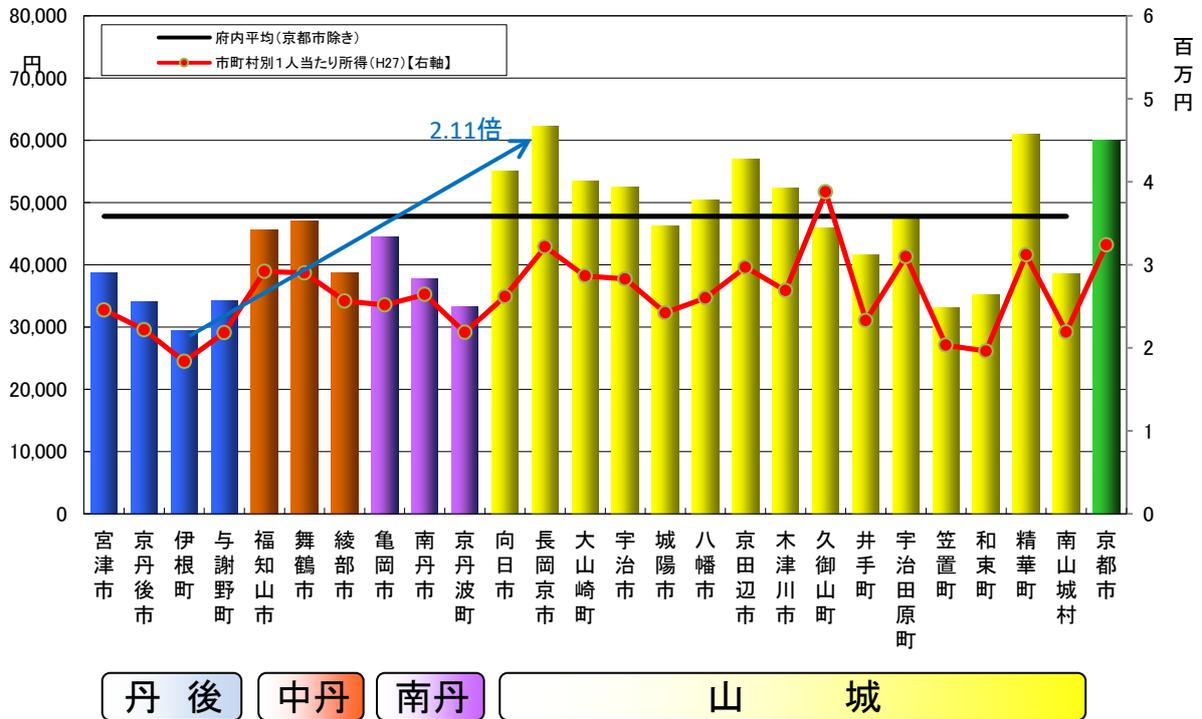
○ 人口1人当たり地方税は、自治体間で最大3.70倍の開きがあり、税源が偏在している状況が続いています。

資料2-5 人口1人当たり地方税



○ 人口1人当たり個人住民税は、域内の経済活動や所得と密接な関連が見られ、地域の経済力は人口減少や高齢化にも影響を受けます。このため、市町村が社会構造の変化に対応していくことが求められます。

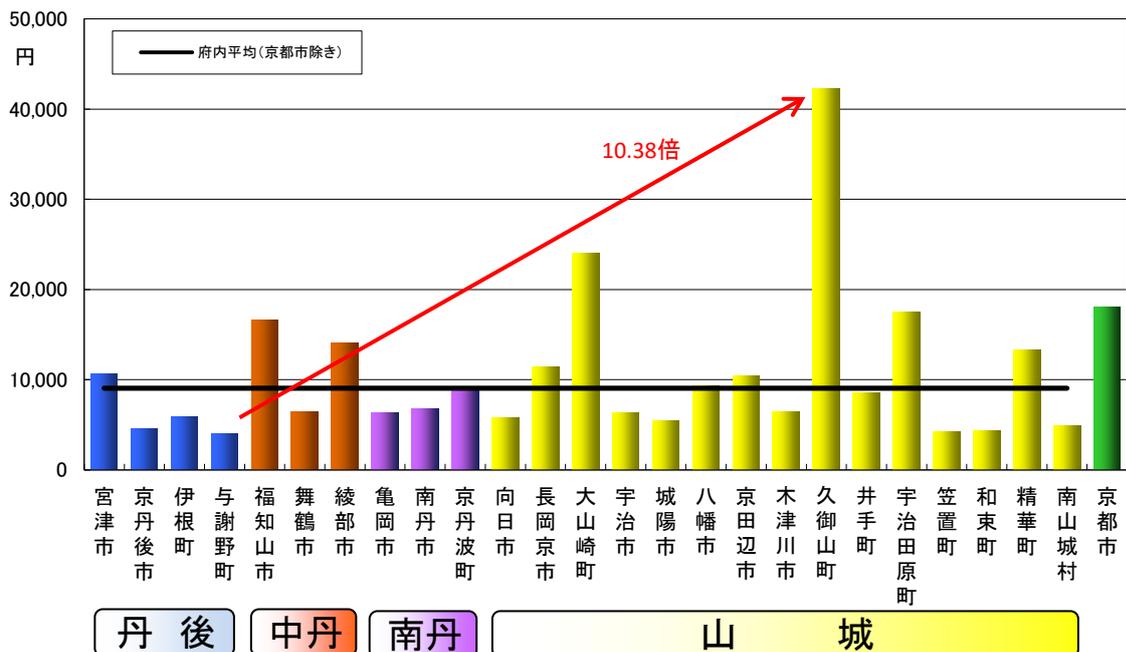
資料2-6 人口1人当たり個人住民税



※「市町村別1人当たり所得(H27)」は、「市町村民経済計算」を住基人口で除したものであり、個人所得の他に企業所得が含まれます。

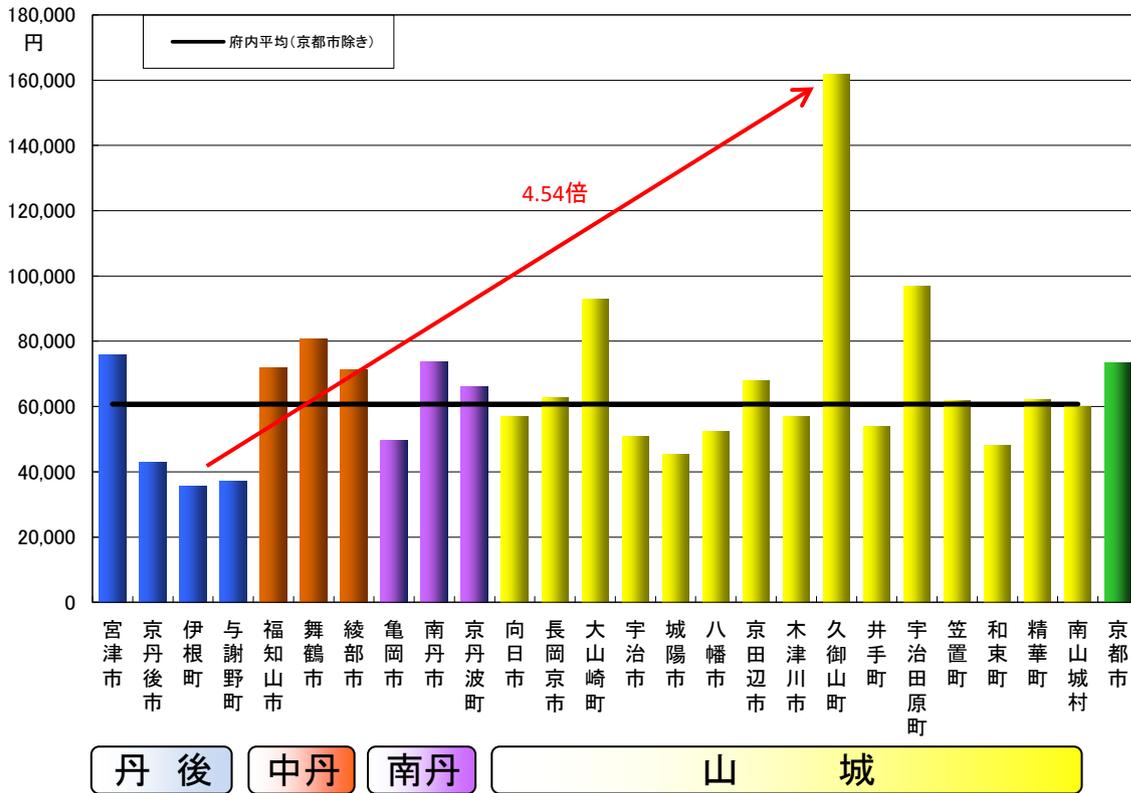
○ 人口1人当たり法人住民税は、自治体間で偏在が大きく、立地企業の業種や資本取引等にも大きく左右されることから、経年の推移を分析する必要があります。

資料2-7 人口1人当たり法人住民税



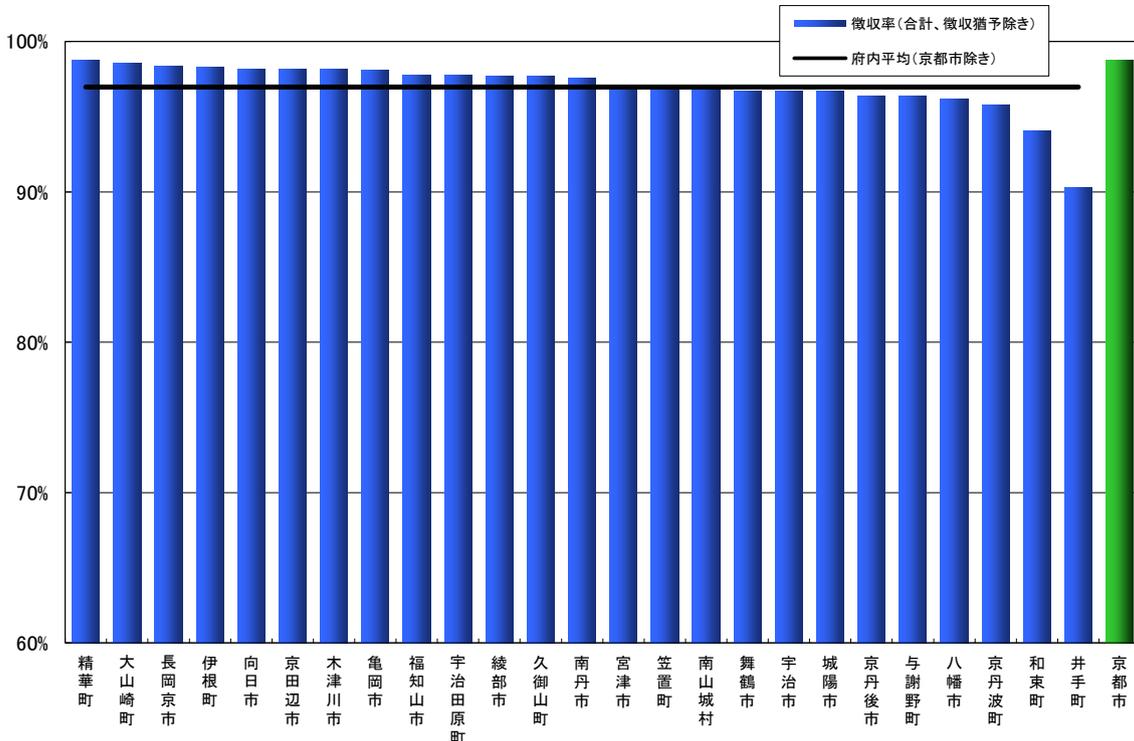
○ 人口1人当たり固定資産税は、企業分も含むため、工場や発電所などが多く所在する団体で高くなる傾向があります。

資料2-8 人口1人当たり固定資産税



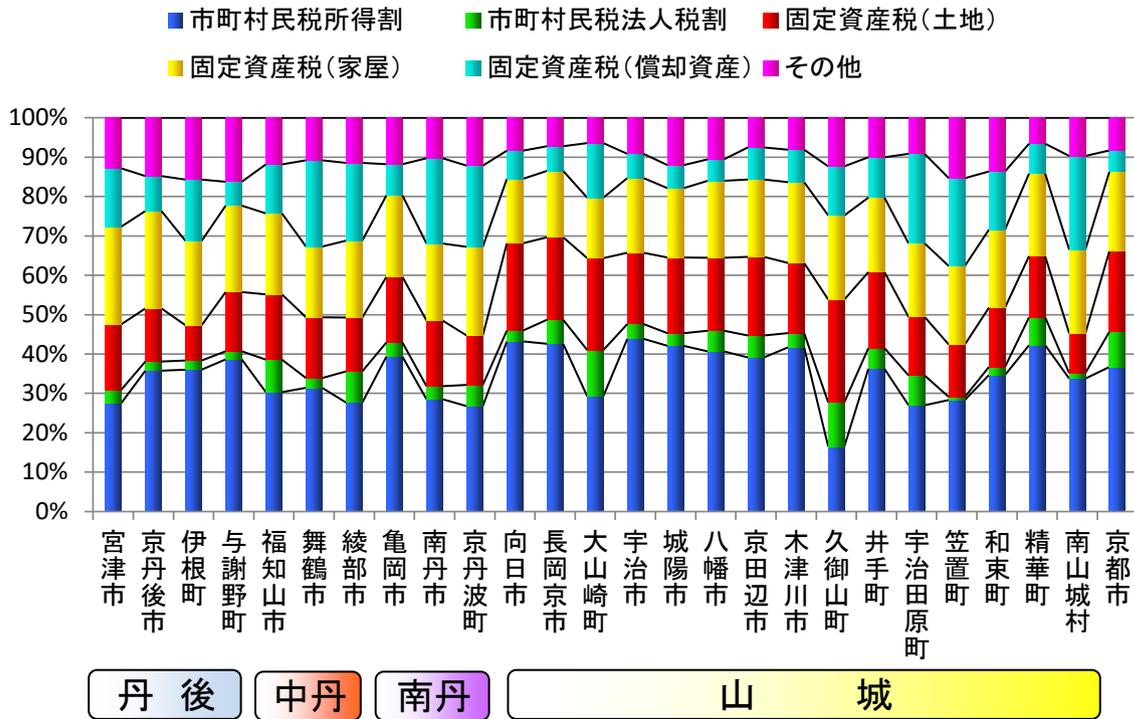
○ 市町村税の徴収率は、京都地方税機構の取組もあり、全体として増加傾向にありますが、大口滞納者の存在や不納欠損処分の遅れなどを要因として、小規模団体において徴収率が低い傾向にあり、引き続き滞納整理の強化への取組が必要です。

資料2-9 徴収率（現年課税分+滞納繰越分）



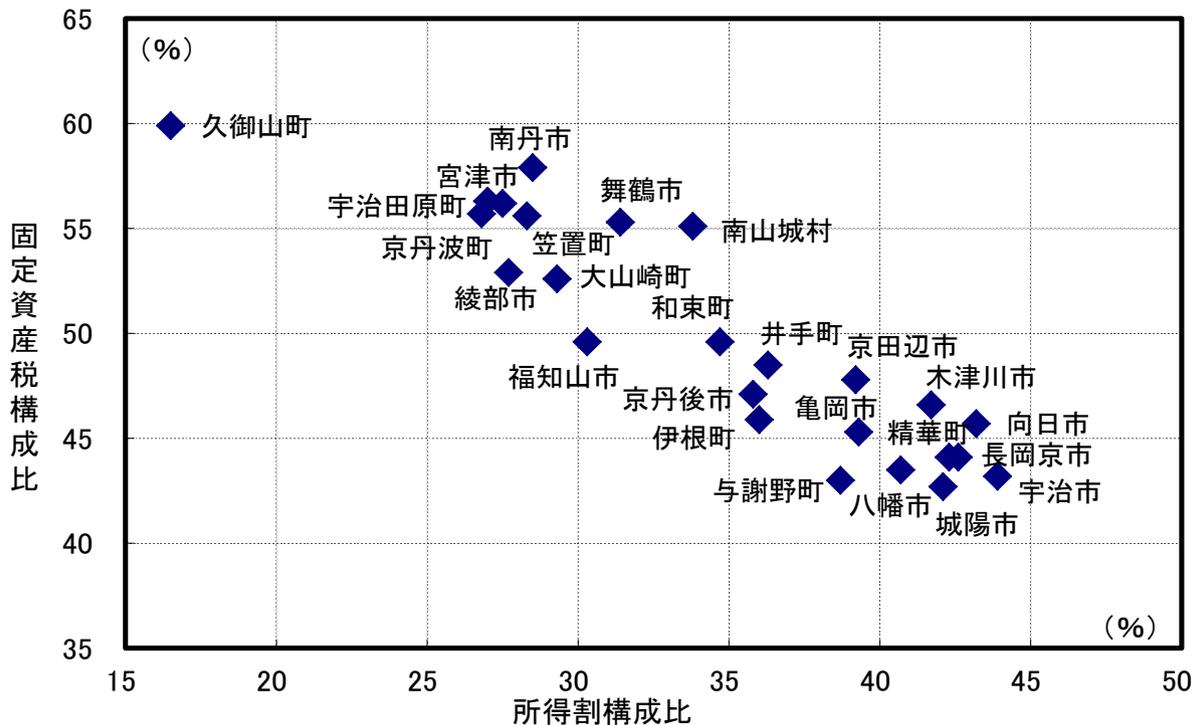
- 各市町村の税目別構成比を見ると、市町村民税所得割・市町村民税法人税割・固定資産税の3税目で税収の8割を超えています。
工場や企業が立地する地域は法人税割や固定資産税（償却資産）の構成比が高く、京都市近郊等住民が多く居住する地域は所得割や固定資産税（土地）の構成比が高い傾向があります。

資料 2-10 各市町村税目別構成比



- 固定資産税と市町村民税所得割の構成比の分布を見ると、ベッドタウン等住民が多く居住している地域は所得割が大きいため右下に、工場が多く立地している地域は固定資産税が大きいため左上に立地していることが分かります。

資料 2-11 固定資産税と市町村民税所得割の構成比の分布図



資料 2-12 市町村税の主な税率

(平成30年4月1日現在)

区 分	市 町 村 民 税				固定資産税		都市計画税		法人税割・合併特例による 不均一課税等の状況
	法人均等割		法人税割		○は標準税率 (1.4%) (%)	制限税率 (0.3%) (%)			
	○は標準税率 (倍)		○は標準税率 (9.7%) (%)						
京 都 市	○		(注1) 11.9		○		0.3		(注1) 法人税割9.7%(資本金等の額が3億円以下で、かつ、法人税額年1,600万円以下の法人)
福 知 山 市	1.2		12.1		1.5		0.1		
舞 鶴 市	1.2		12.1		1.6		—		
綾 部 市	1.2		12.1		1.5		0.1		
宇 治 市	1.2		12.1		○		0.25		
宮 津 市	1.2		12.1		1.5		0.1		
亀 岡 市	1.2		12.1		1.5		0.1		
城 陽 市	1.2		12.1		○		0.25		
向 日 市	1.2		(注2) 12.1		○		0.25		(注2) 法人税割9.7%(資本金等の額が1億円以下の法人)
長 岡 京 市	1.2		(注3) 12.1		○		0.25		(注3) 法人税割9.7%(資本金等の額が1億円以下の法人)
八 幡 市	1.2		(注4) 12.1		○		0.3		(注4) 法人税割10.6%(資本金等の額が5億円未満の法人)
京 田 辺 市	1.2		12.1		○		0.28		
京 丹 後 市	1.2		10.9		○		—		
南 丹 市	○		12.1		1.5		0.2		
木 津 川 市	1.2		12.1		○		0.15		
大 山 崎 町	1.2		(注5) 12.1		○		0.1		(注5) 法人税割9.7%(資本金等の額が1億円以下の法人)
久 御 山 町	1.2		11.1		○		0.22		
井 手 町	1.2		12.1		○		0.25		
宇 治 田 原 町	1.2		12.1		○		—		
笠 置 町	1.2		12.1		○		—		
和 束 町	1.2		12.1		1.5		—		
精 華 町	1.2		12.1		○		0.25		
南 山 城 村	1.2		12.1		○		—		
京 丹 波 町	○		12.1		1.5		—		
伊 根 町	1.2		12.1		○		—		
与 謝 野 町	1.2		12.1		○		—		
標準税率	—	3	9.7%	0	1.40%	18	0.10%	4	都市計画税には制限税率があり、標準税率はありません。
超過税率	1.2倍	23	10.9%	1	1.50%	7	0.15%	1	
			11.1%	1	1.60%	1	0.20%	1	
			11.9%	0			0.22%	1	
			12.1%	19			0.25%	6	
			不均一	5			0.28%	1	
						制限税率0.30%	2		
合計		26		26		26		16	

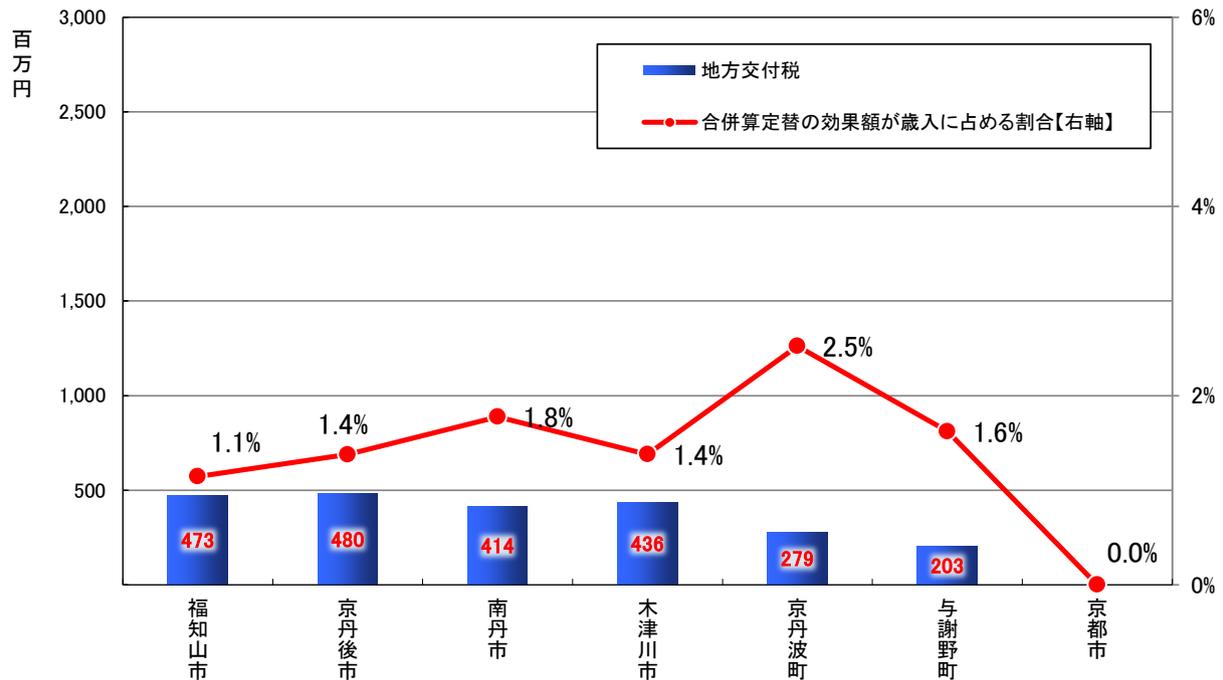
※個人住民税は、全団体一律(均等割3,500円、所得割6%)

※軽自動車税は、全団体一律(標準税率)

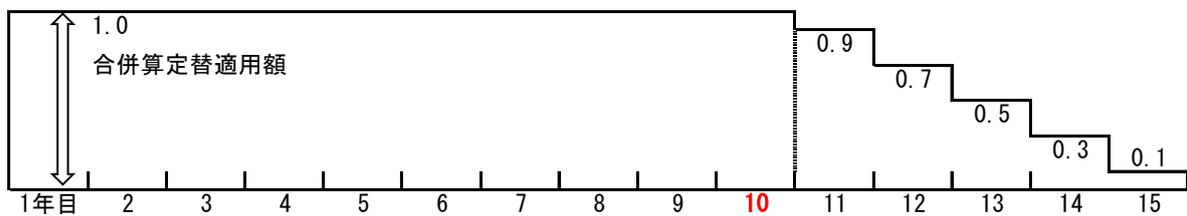
- 府内の合併団体は、合併後14～15年間は経過措置として一時的に地方交付税や臨時財政対策債が増額となっており、特に京丹波町においては、歳入に対して占める合併算定替の効果額が大きくなっています。

合併算定替による増額分は平成32年度から終了する団体が出始めるので、合併算定替の終了を見据えた財政運営が必要になってきます。

資料2-13 普通交付税における合併算定替の効果

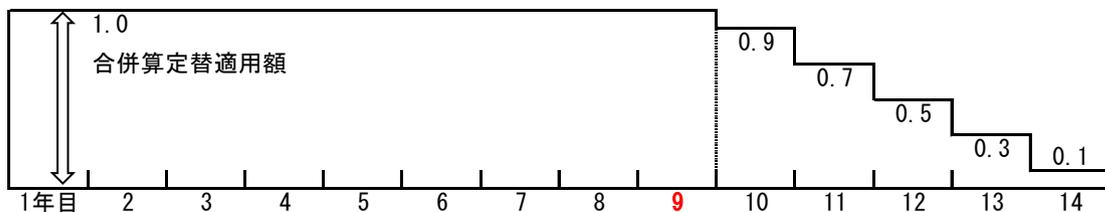


※合併算定替の適用期間及び適用規模



※合併後10年到来時期（旧合併特例法）
 H26年度・・・京丹後市
 H27年度・・・福知山市、南丹市、京丹波町、与謝野町、京都市

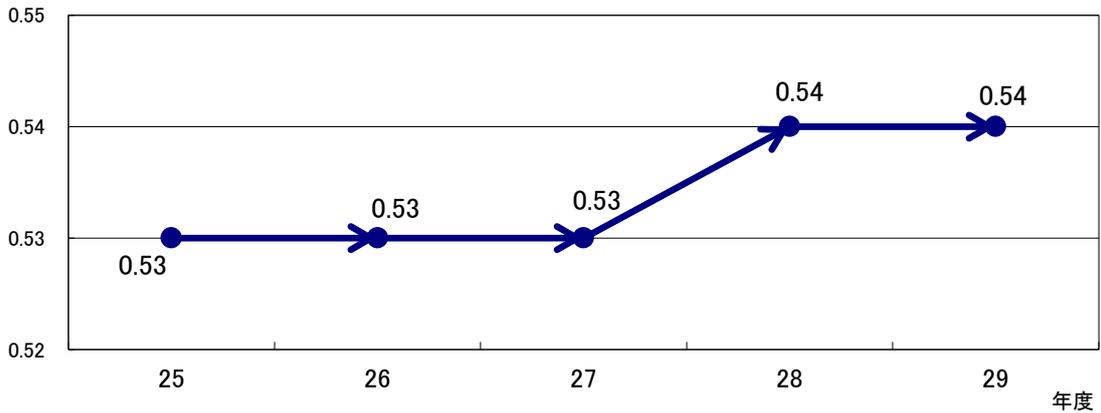
* 4月1日に合併した団体の場合は、合併後11年到来時期



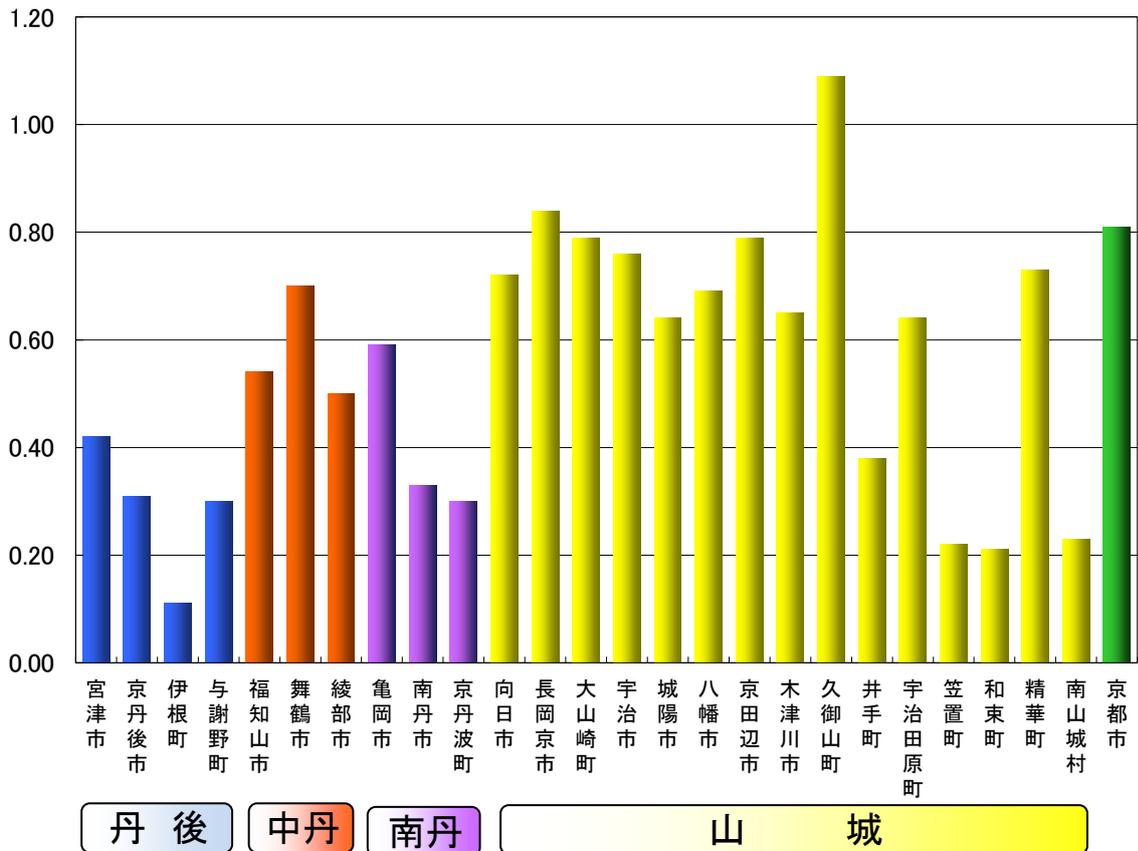
※合併後9年到来時期（合併特例法（H17.4.1施行））
 H27年度・・・木津川市

- 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。あまり大きく変動する指標ではありませんが、不交付団体の久御山町や都市部で高い数値となっています。
- 一方で、過疎地域等税収入が低い地域については財政力指数が低くなっており、税収が低い分相対的に、収入にしめる普通交付税額が高くなっています。

資料 2-14 財政力指数の推移（京都市を除く府内市町村平均）



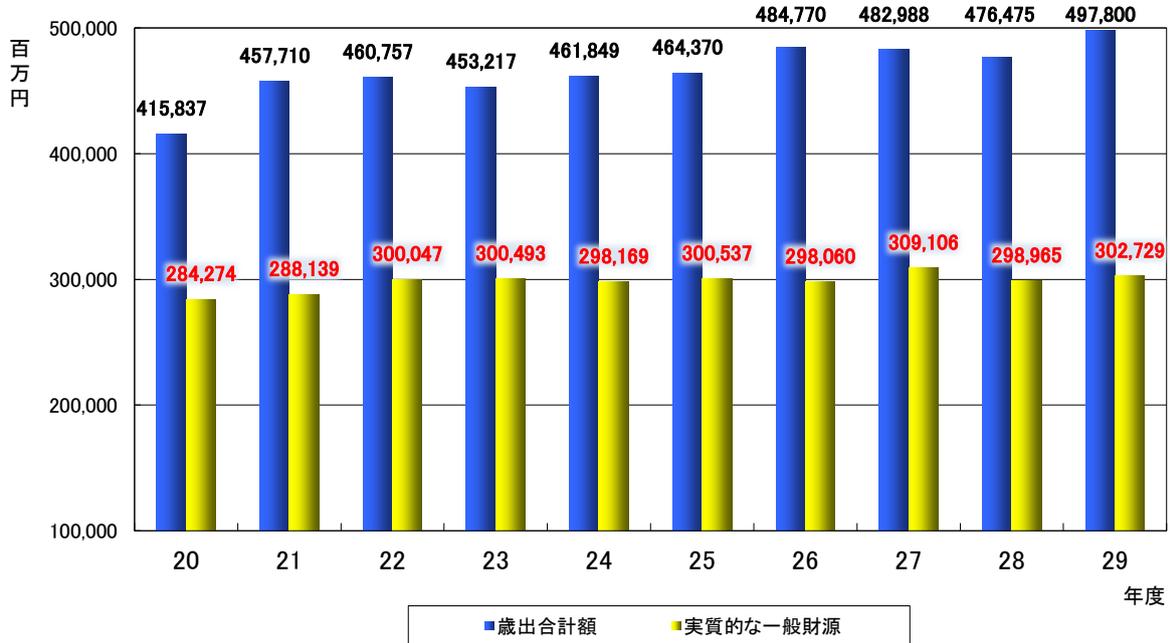
資料 2-15 市町村別財政力指数



(4) 歳出の状況

- 平成29年度の歳出は、社会保障関連経費の増加、大型の建設事業や学校整備事業の実施に伴う投資的経費の増加、多額の財産売却収入を基金に積立てたことによる積立金の増加などにより、過去最大の規模となりました。

資料3-1 歳出規模の推移



資料3-2 平成27・28・29年度と平成11年度の歳出決算額の比較



- 直近10年間を除けば過去最大であった平成11年度とを比較すると、その内訳は大きく変化しています。

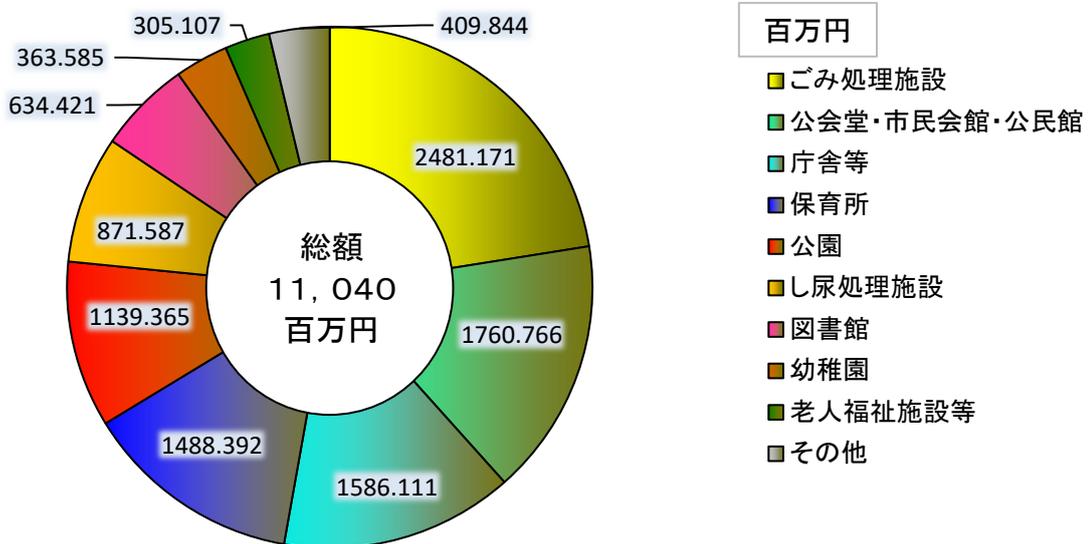
- 人件費や普通建設事業費等は大きく減少していますが扶助費、繰出金、物件費は大きく増加しています。

- 公債費は、近年ほぼ横ばいの傾向ですが、その内訳は、建設地方債がほぼ横ばいである一方、臨時財政対策債が年々増加しています。

○ 施設別の物件費で見ると、ゴミ処理施設やし尿処理施設といった、衛生部門の物件費の負担が大きくなっています。

他にも、公会堂・市民会館・公民館といった公共施設や庁舎等、保育所等の物件費が大きくなっており、公共施設の適正管理や保育所の統廃合・民営化等が重要な財政課題となっています。

資料 3-3 施設別の物件費（京都市を除く府内市町村計）

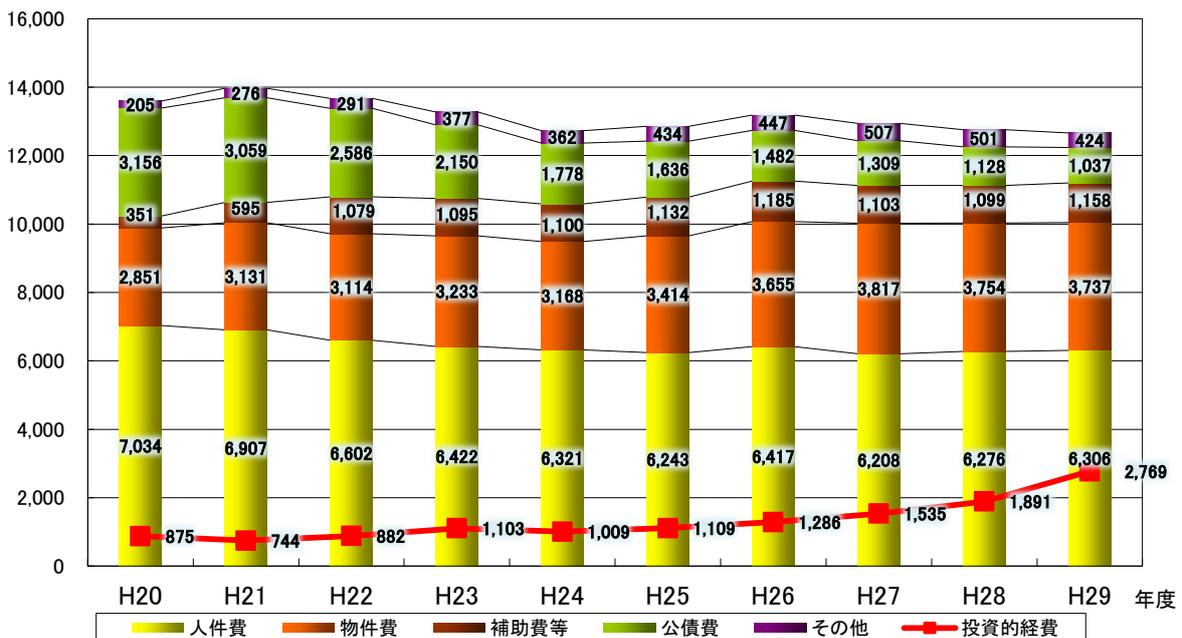


※施設に係る物件費であり、物件費総額とは一致しません。

○ 一部事務組合の市町村負担金については、補助費等に分類されています。公債費見合いの負担金の多くがゴミ処理・し尿処理関係の一部事務組合への負担金が占めており、10年間で公債費見合いの負担金が大きく減少していますが、これはし尿処理施設等の元利償還金の支払が完了したためです。

近年は、ゴミ処理場の新設や更新等により投資的経費が増加しています。

資料 3-4 一部事務組合負担金の推移について



※その他の歳出項目の分析については、特集欄をご覧ください。

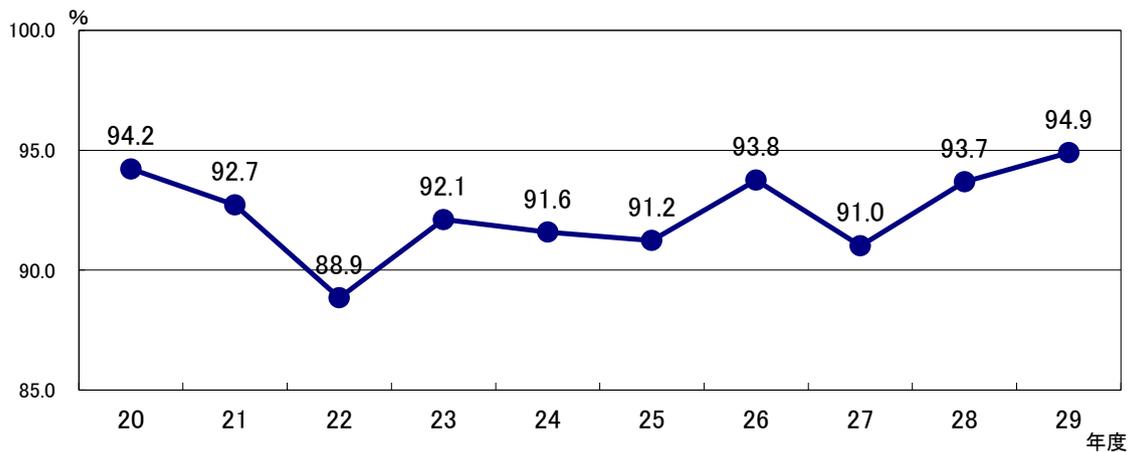
(5) 財政構造の弾力性

○ 財政の弾力性を表す「経常収支比率」は、平成28年度は一般財源等が減少したことに加え、経常経費（扶助費、公債費等）が増加したことにより悪化しました。

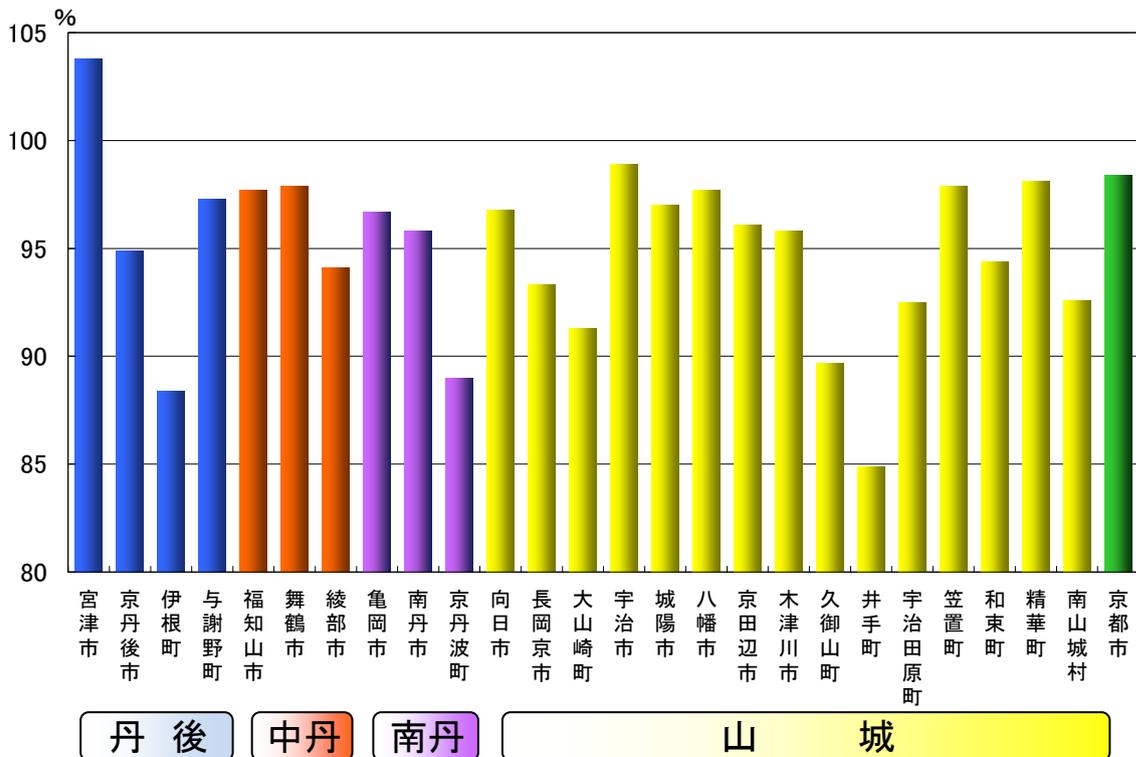
平成29年度も、税収が増収となり、経常収支が改善する団体がある一方で、多くの団体で扶助費や公営企業への繰出金等が増加したことにより、全体として経常収支比率は悪化しました。

近年の比率の改善は地方消費税交付金・地方交付税の増額など経常一般財源（比率算出における分母）が拡大したという要素が大きく、経常的支出に充てる一般財源の額（分子）はむしろ増加し続けていることに注意が必要です。

資料4-1 経常収支比率の推移（京都市を除く府内市町村平均）



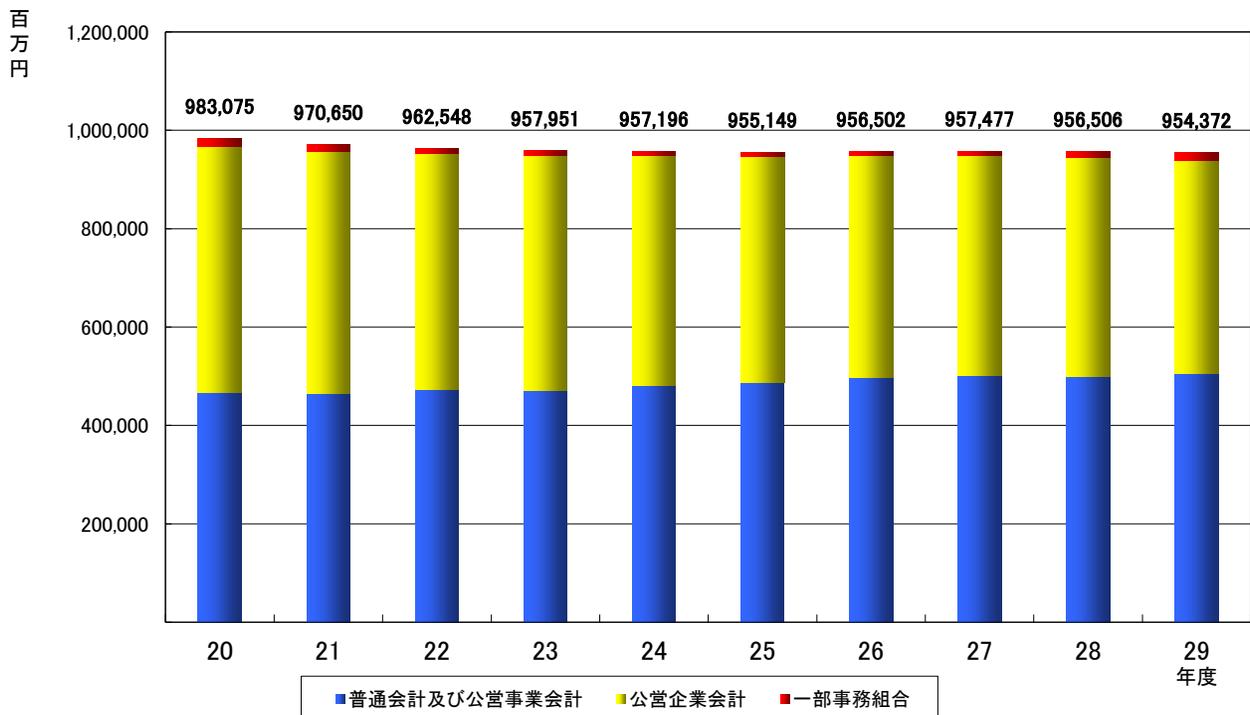
資料4-2 市町村別経常収支比率



(6) 地方債現在高及び基金残高（ストック）

- 府内市町村の地方債残高（普通会計、公営事業、公営企業、一部事務組合）は、府内総生産（京都市除く約4兆円）の約1/4に、また平成29年度歳出額（4,978億円）の約2倍に相当します。
- 地方債残高は繰上償還の実施や公共投資の抑制等により、平成17年度をピークに減少傾向となっていましたが、近年は、臨時財政対策債の残高の増加等により、ほぼ横ばいで推移しています。
- なお、人口1人当たりの地方債残高が多くても、「実質公債費比率」や「将来負担比率」が低くなっている場合があります。これは、比率の算定に当たって、臨時財政対策債や過疎債等の交付税算入のある地方債や、充当可能な基金等が控除されることが一因となっています。
- 過去の公共投資が地方債残高に反映する結果となっていますが、地方債の償還が終わった施設については、施設更新の検討が必要になる場合があります。公共投資を抑制する一方で、こうした施設の更新に対応していくことが課題になってきています。

資料5-1 地方債残高の推移（公営事業、公営企業、一部事務組合を含めた全会計）

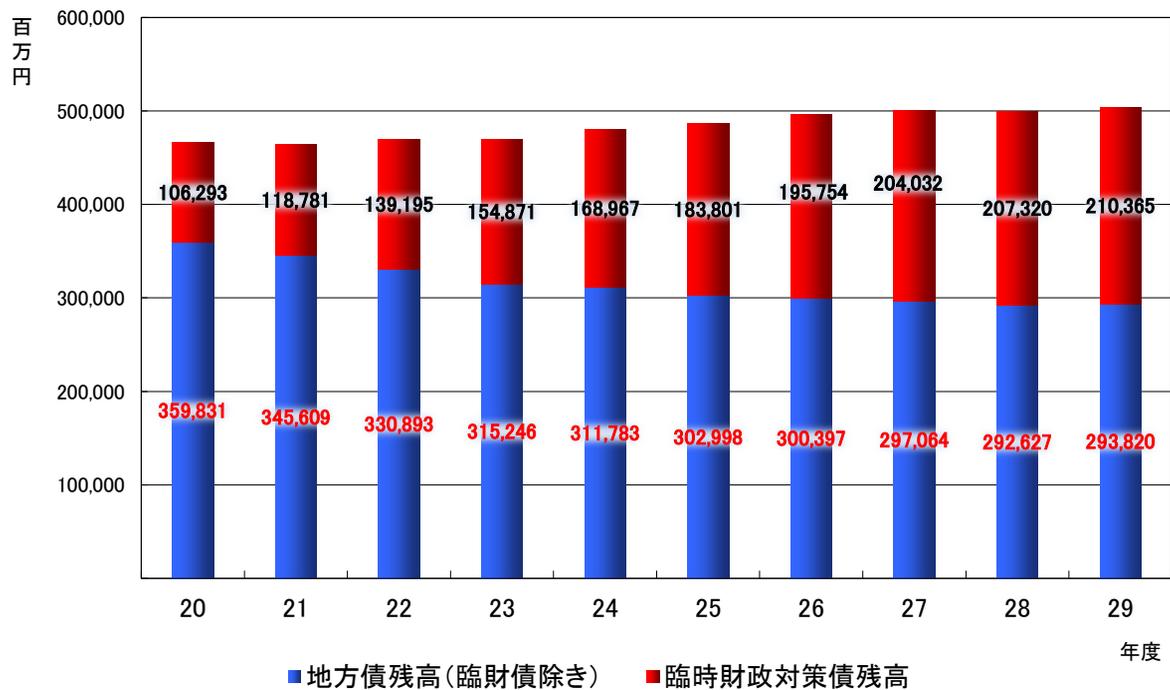


○ 普通会計の地方債残高は、増加に転じました。

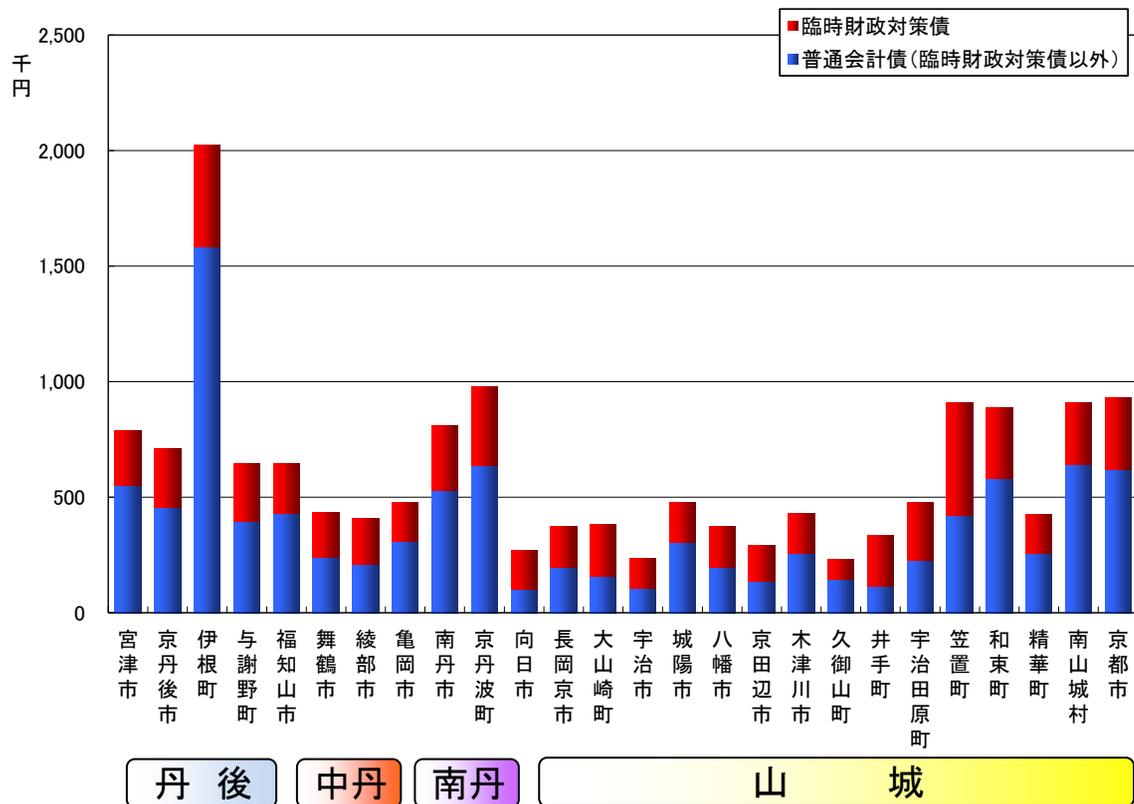
これは、平成13年度以降地方債発行額の大部分を占めてきた臨時財政対策債の残高の増加に加え、平成29年度は大型の建設事業や学校整備事業が実施され、多額の地方債を発行したことによります。

結果、臨時財政対策債を除いた地方債残高は、16年ぶりの増加となりました。

資料5-2 地方債残高の推移（普通会計）

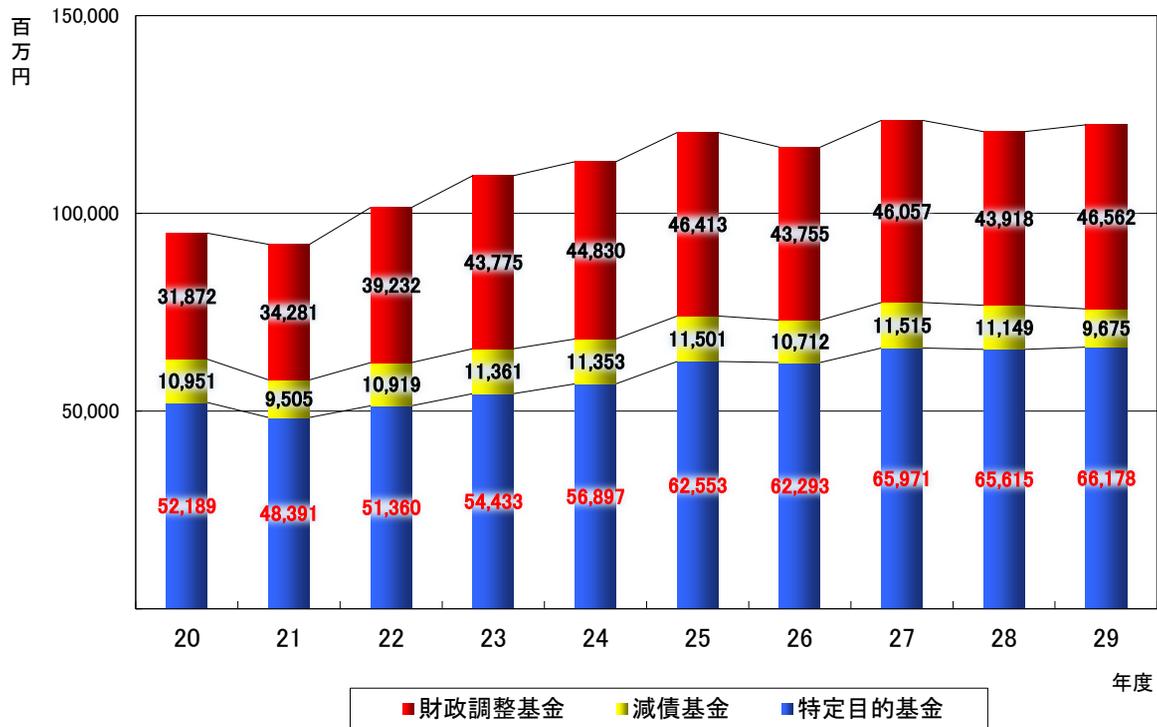


資料5-3 人口1人当たり地方債残高（普通会計（一部事務組合分を除く））

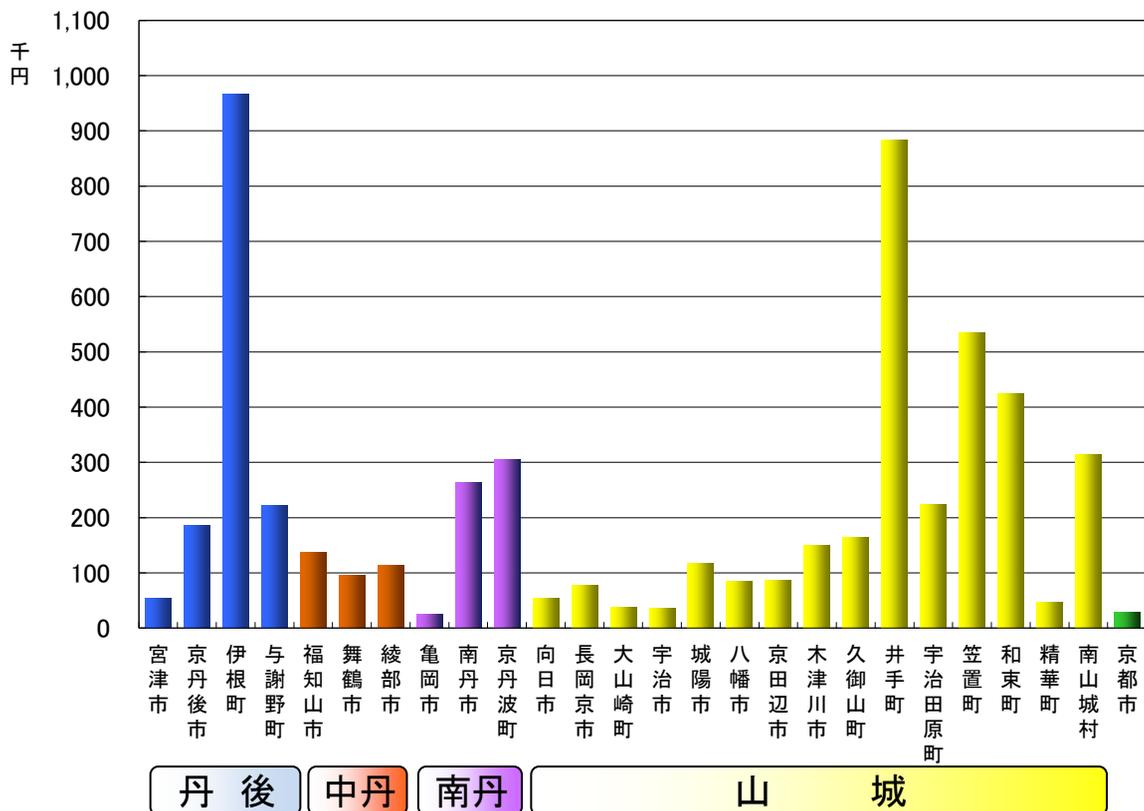


- 基金については、リーマンショックを契機として、経済危機や人口減少など不測の事態や、公共施設の老朽化対策に備えて、各団体において積み立てています。平成29年度の財政調整基金残高は増加に転じましたが、これは、多額の財産売却収入を財政調整基金に積み立てた団体があったためです。他の多くの団体で、財源不足を補うために積立額を超える取り崩しを行っており、引き続き厳しい財政状況となっています。

資料5-4 基金残高の推移



資料5-5 人口1人当たり基金残高



1-2 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

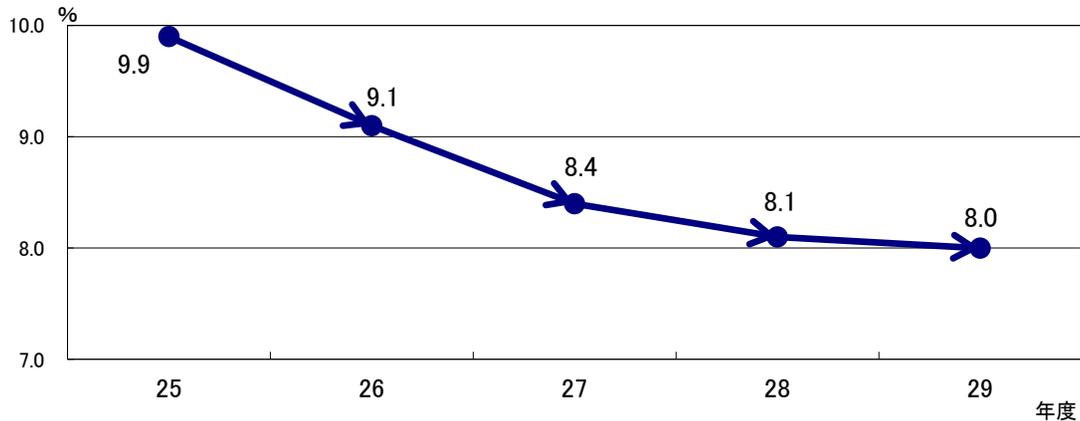
○ 平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算出された健全化判断比率のうち、府内市町村で「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」で早期健全化基準を超過する団体はありませんでした。

(2) 実質公債費比率

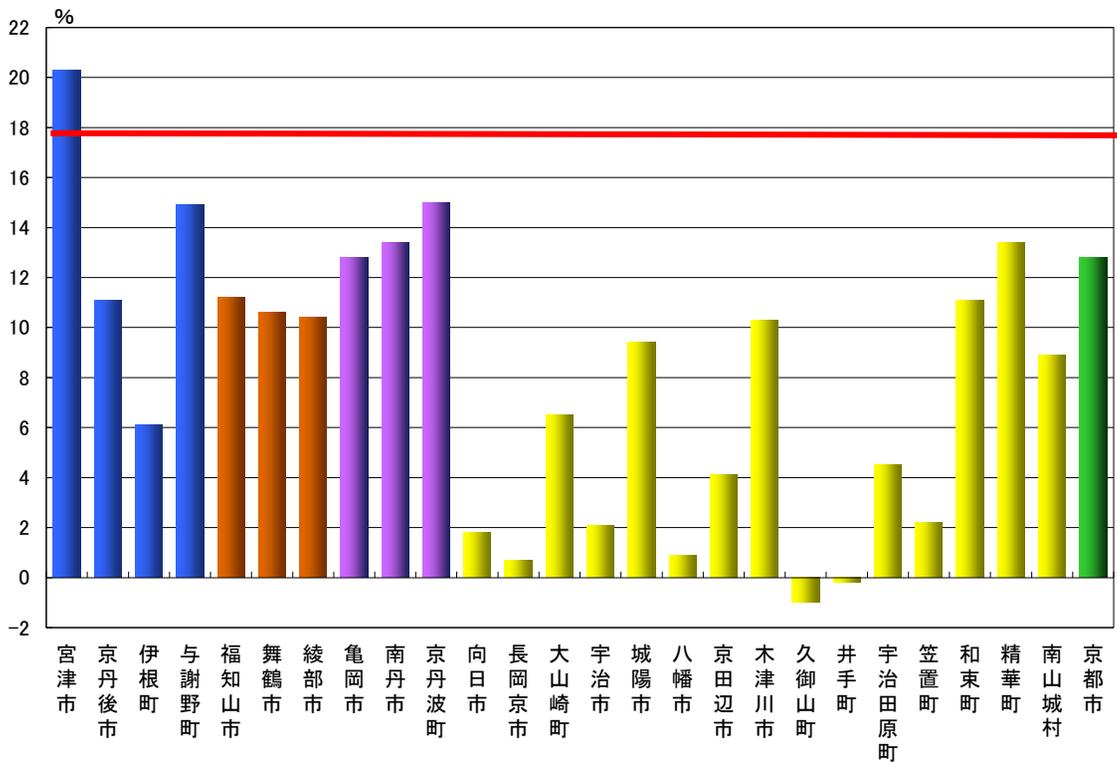
○ 一部事務組合や公営企業の償還等も含めた地方債の返還額及びこれに準ずる額の規模を指標化し、借金返済の重さを表す「実質公債費比率」についても、早期健全化基準（25.0%）を超過する団体はありませんでした。

なお、全体としては実質公債費比率は低下傾向ですが、繰出金の増加等により実質公債費比率が悪化し、昨年度に引き続き、地方債の発行に許可が必要となる18.0%以上となった団体が1団体ありました。

資料6-1 実質公債費比率の推移（京都市を除く府内市町村平均）



資料6-2 市町村別実質公債費比率

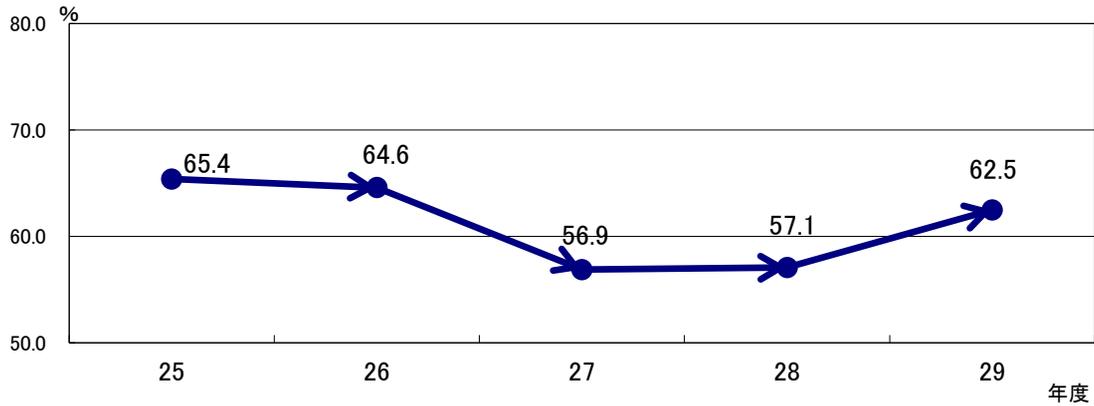


丹後 中丹 南丹 山城

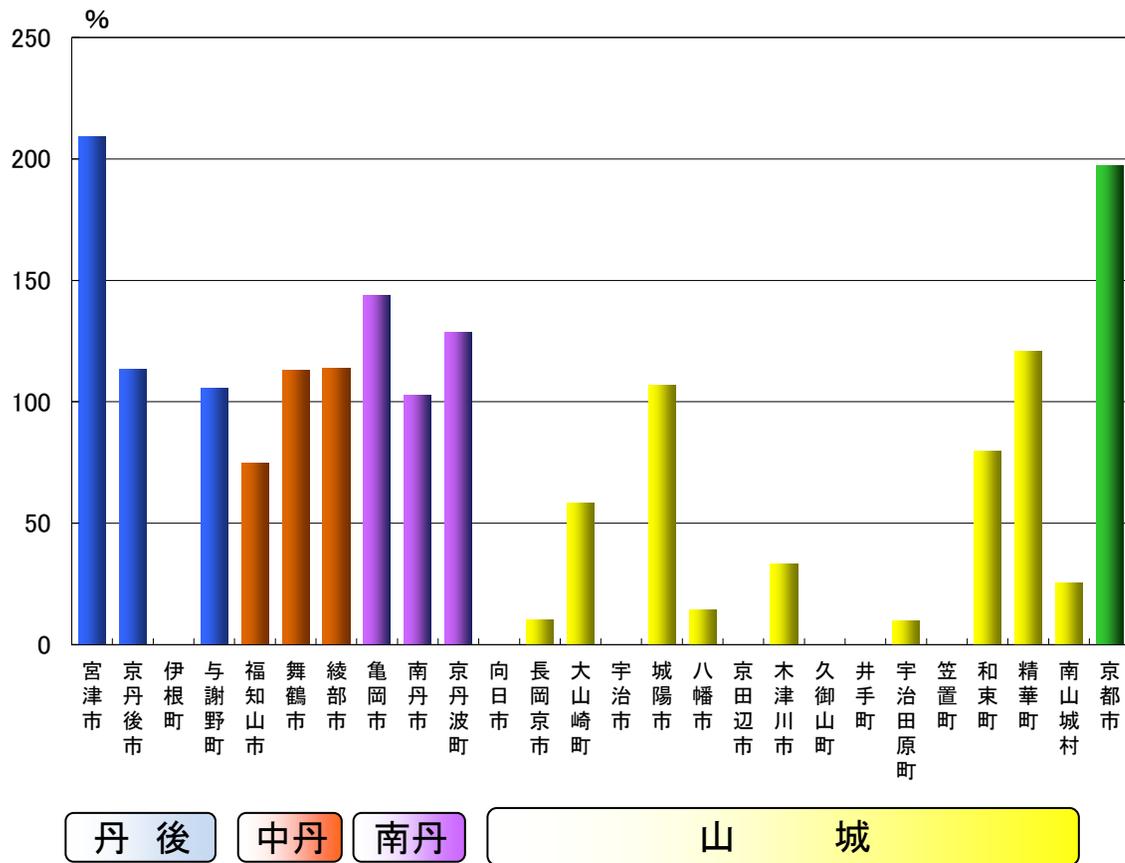
(3) 将来負担比率

○ 一部事務組合や公営企業も含めた地方債の残高や、将来支払っていく可能性のある負担等の額を指標化し、将来の財政圧迫の程度を示す「将来負担比率」についても、早期健全化基準（350.0%、政令指定都市は400.0%）を超過する団体はありませんでした。

資料6-3 将来負担比率の推移（京都市を除く府内市町村平均）



資料6-4 市町村別将来負担比率



【参考】全国の早期健全化基準以上の団体

- 実質赤字比率及び連結実質赤字比率：該当なし
- 実質公債費比率：1団体（北海道）夕張市
- 将来負担比率：1団体（北海道）夕張市

1-3 地方公営企業及び第三セクターの状況

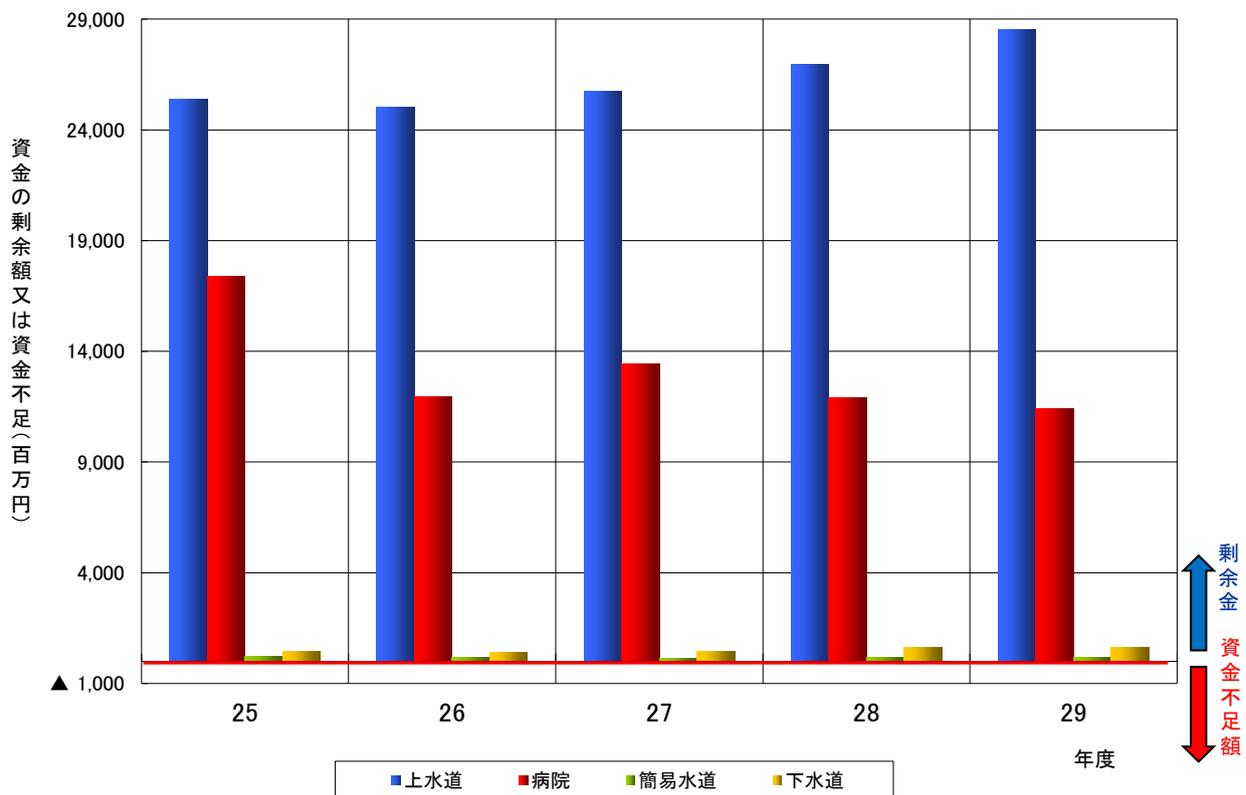
(1) 地方公営企業の経営状況

○ 本来独立採算で行うべき地方公営企業は、各事業の特性によって経営状況に違いがみられます。

特に下水道、簡易水道については基準外繰入によって収支均衡・資金不足解消を図る傾向が強く、経営改革が必要となっています。

なお、平成26年度決算から公営企業会計制度が改正されたことにより、公営企業会計を適用する事業の資金状況については、減少傾向が見られますが、経営の状態が変わるものではありません。

資料7-1 公営企業の経営状況（資金不足の状況（解消可能資金不足額控除前））



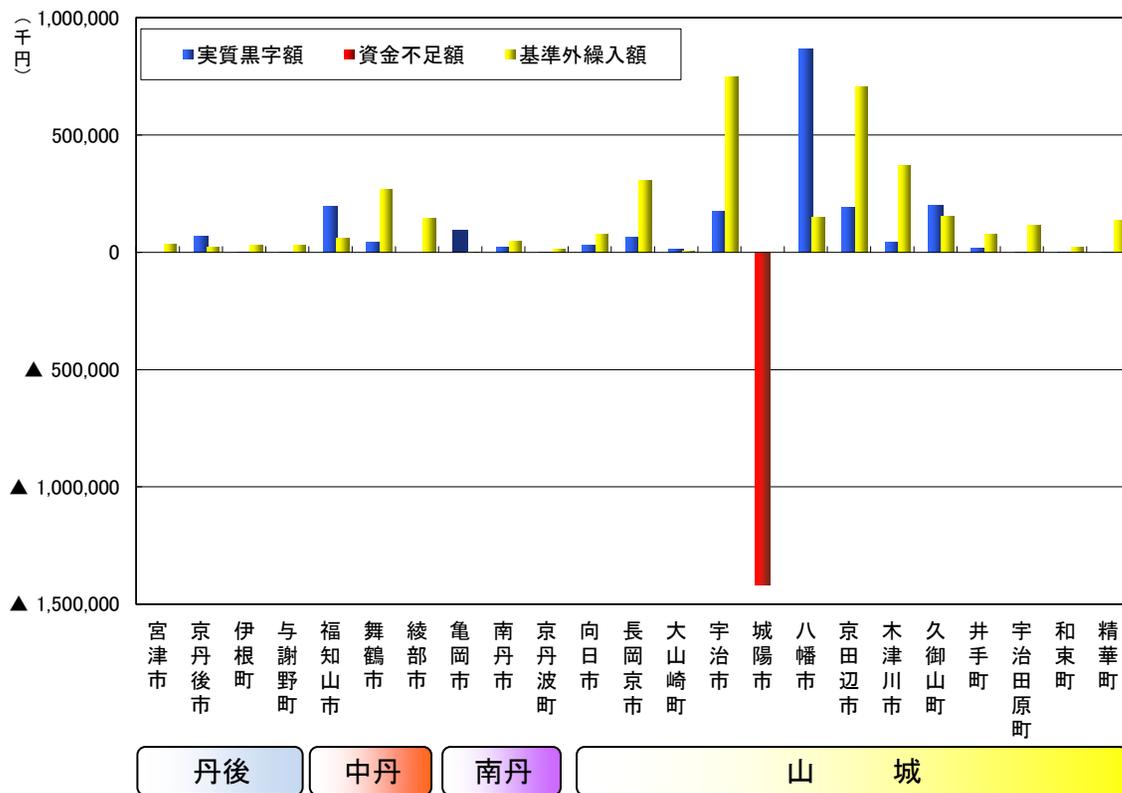
資料7-2 地方公共団体財政健全化法に基づく資金不足比率の状況（%）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
福知山市	-	-	-	-	-
舞鶴市	-	-	-	-	-
城陽市	4.6(下水道)	6.2(下水道)	-	-	-
京都市	24.4(地下鉄) 5.2(市バス)	14.8(地下鉄)	-	-	-

※財政健全化法における資金不足比率の算定にあたっては、解消可能額等を控除するため、資金不足額が指標に直接反映しません。

○ 下水道事業は、普通会計等からの基準外繰入がなければ資金不足が生ずる状況となっており、抜本的な経営改善が求められます。

資料 7-5 下水道事業の経営状況（解消可能資金不足額控除前）



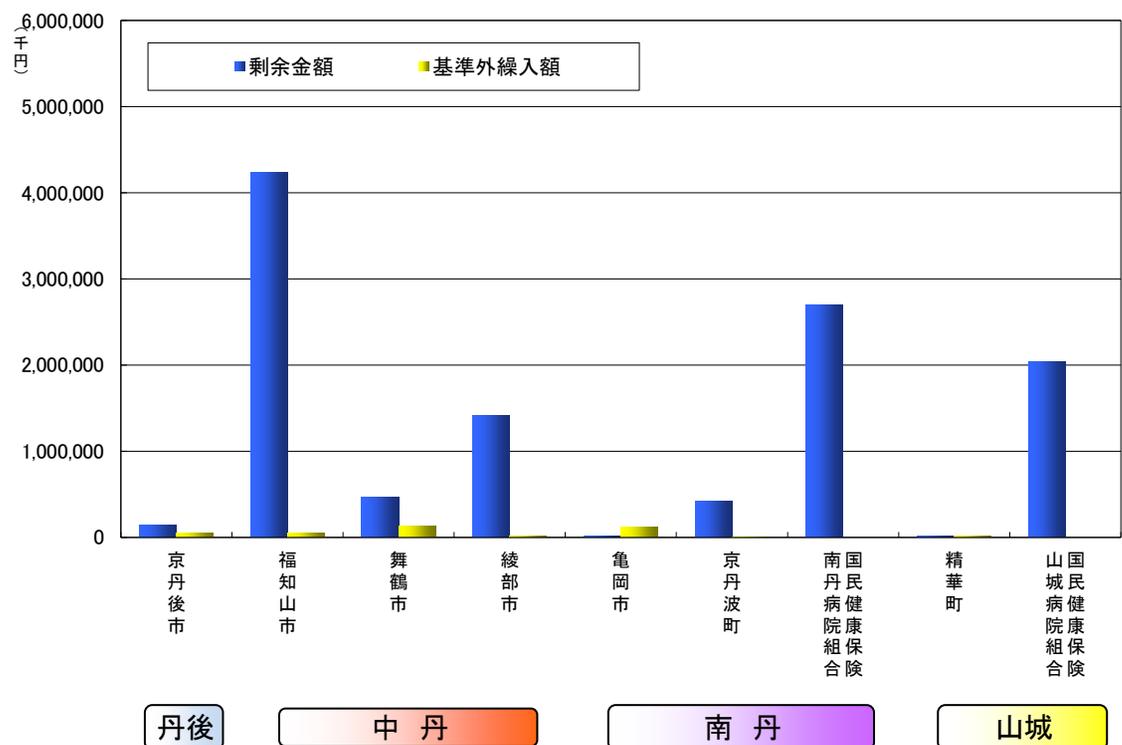
丹後 中丹 南丹 山城

※公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の合計

※統計上、基準外繰入には他会計繰入金のほか、他会計出資金、他会計補助金、他会計借入金が含まれます。

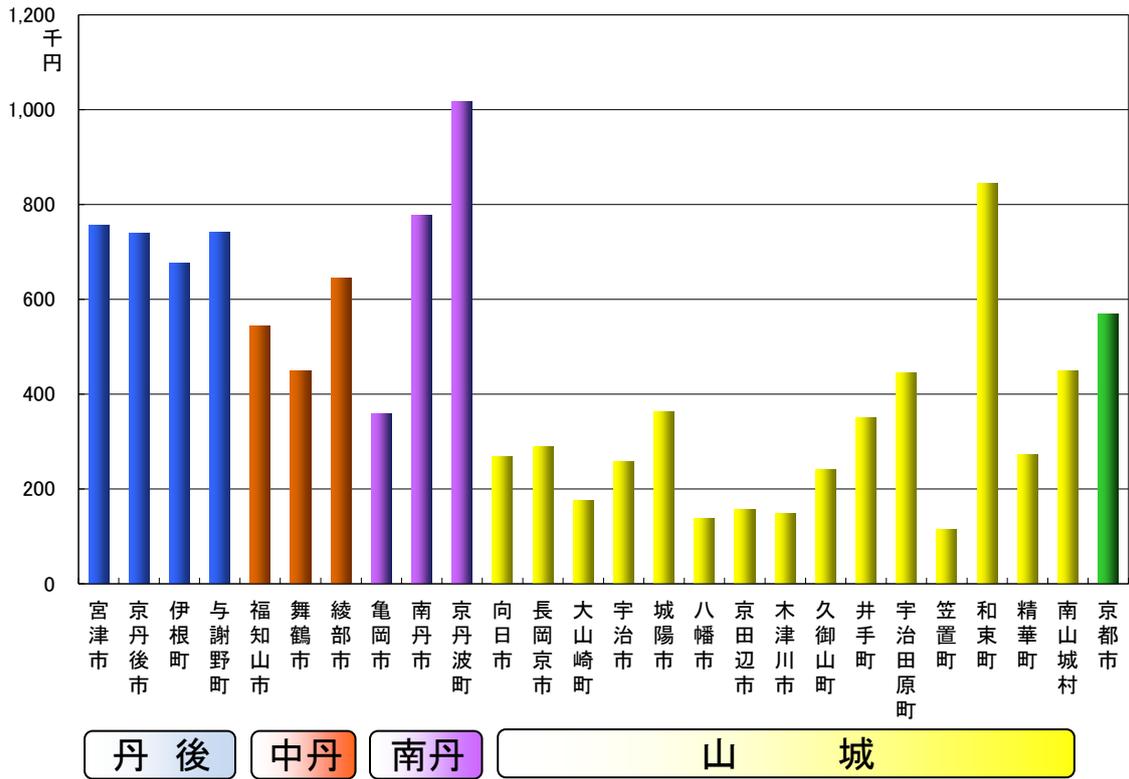
○ 病院事業は、基準外繰入を行っている病院があるものの、公立病院改革プランに基づく経営改善への取組などにより、特に急性期を担う大規模病院ほど資金繰りは比較的安定してきている状況にあります。

資料 7-6 病院事業の経営状況

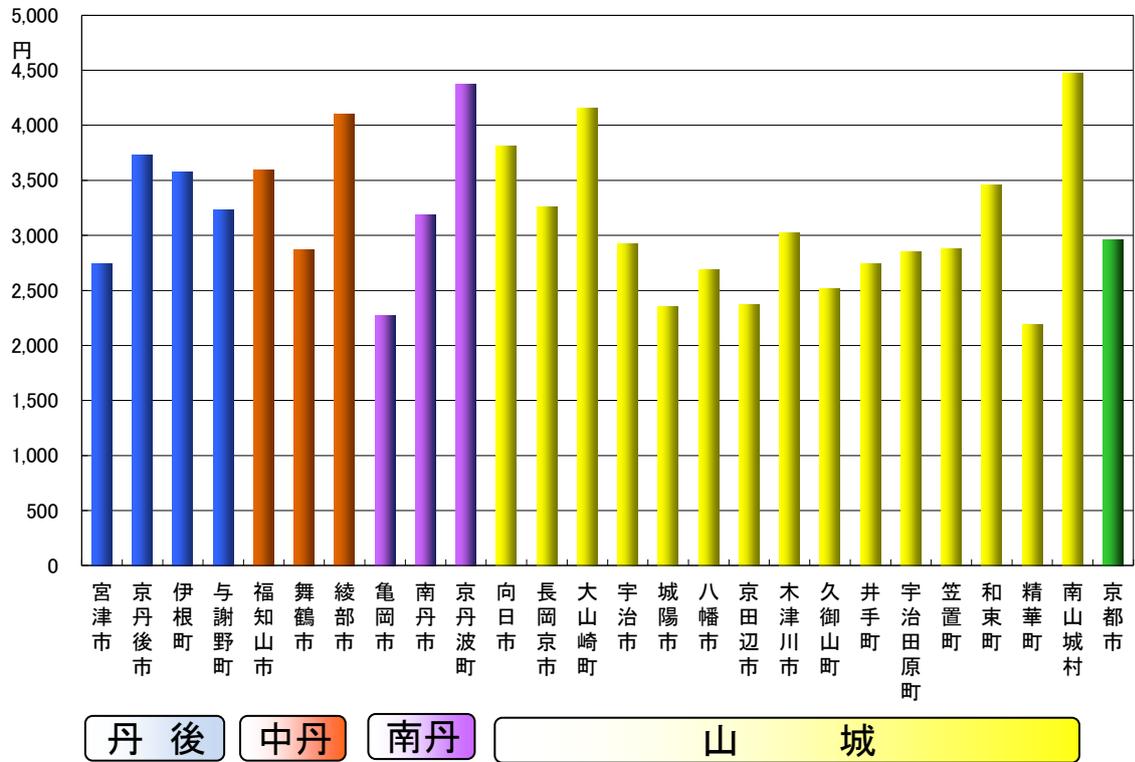


丹後 中丹 南丹 山城

資料 7-7 人口 1 人当たり企業債残高（全公営企業会計／一部事務組合分を除く）

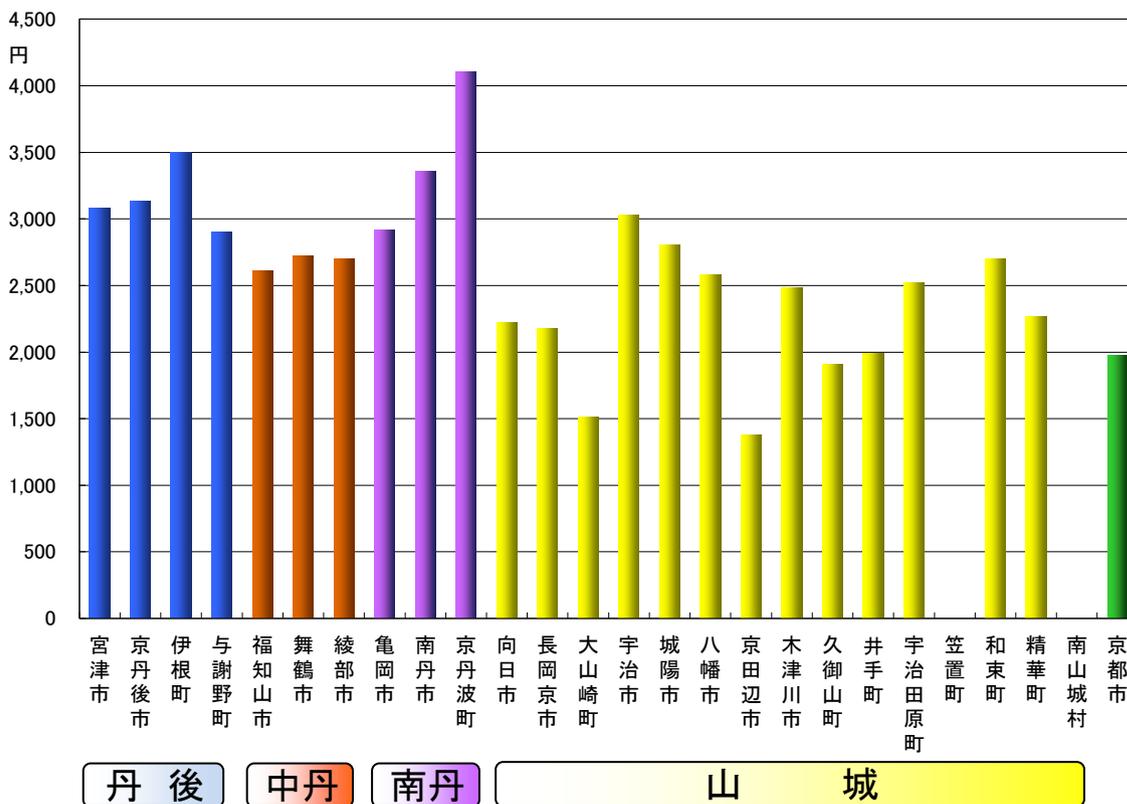


資料 7-8 水道料金（20立方m／月使用した場合の料金）

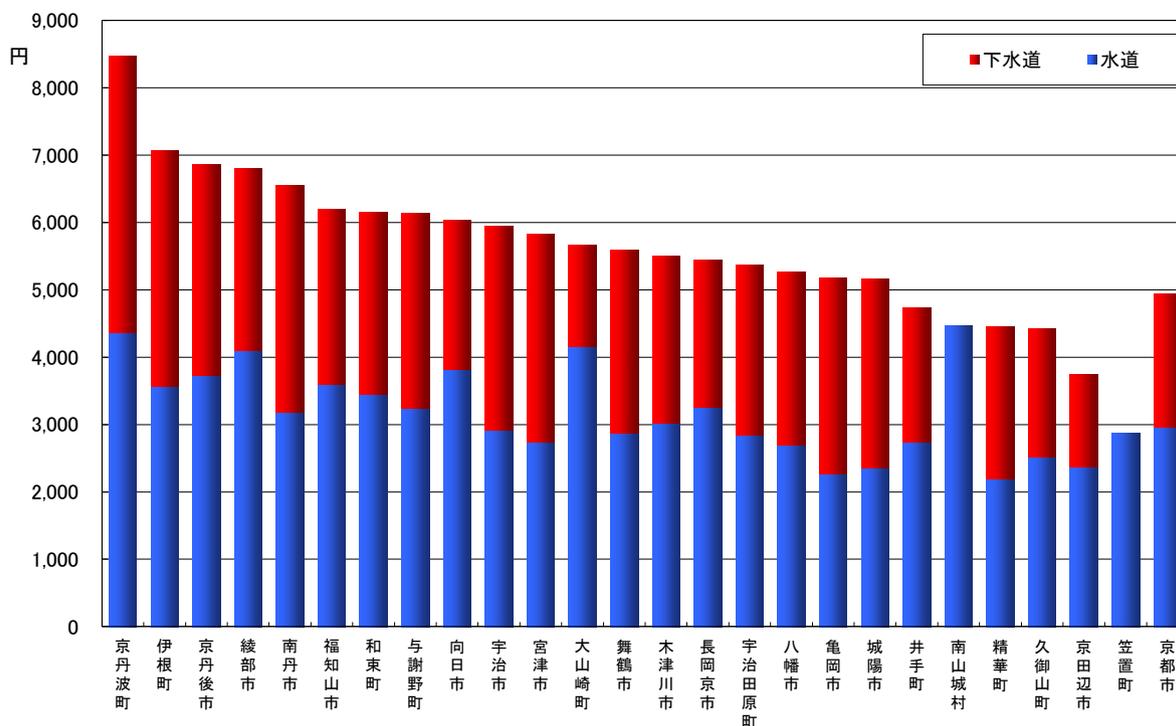


※笠置町、和束町、京丹波町、南山城村、伊根町は 13mm口径、その他は 20mm口径の料金です。

資料 7-9 下水道料金 (20立方m/月使用した場合の料金)



資料 7-10 水道・下水道料金合計 (20立方m/月使用した場合の料金)



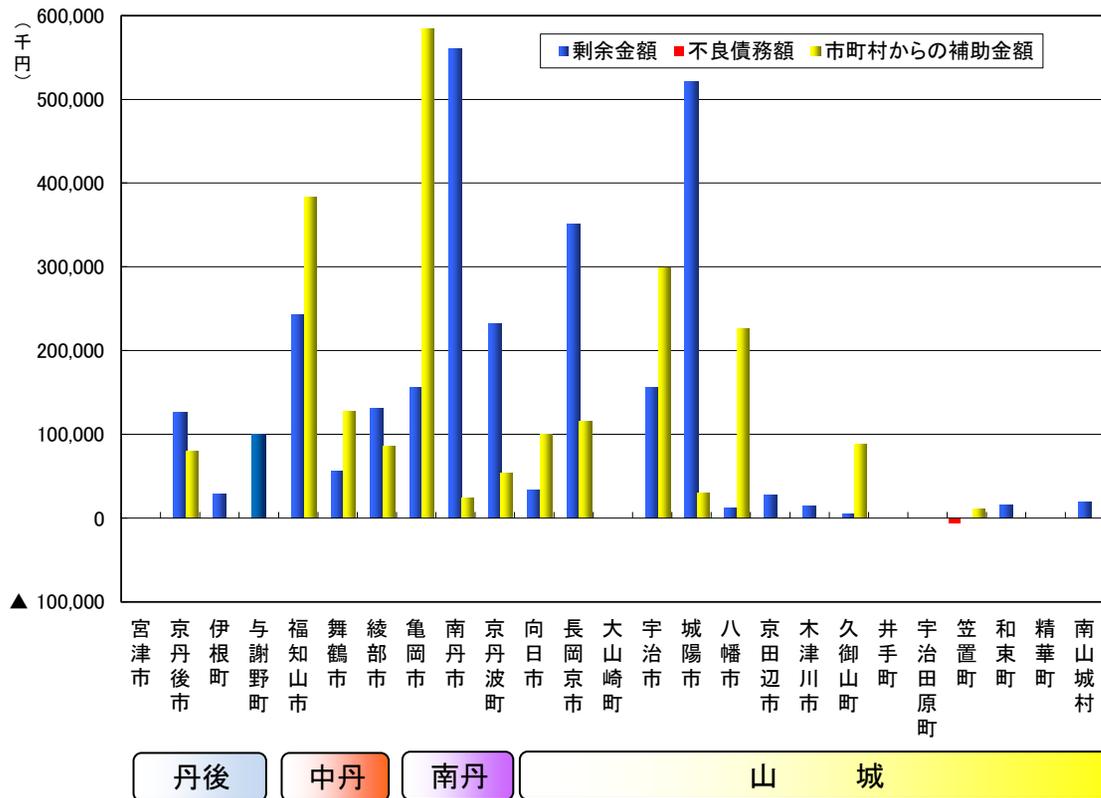
下水道料金は、和束町及び京丹波町については特定環境保全公共下水道、伊根町については漁業集落排水、ほかは公共下水道で算出しています。

なお、笠置町、南山城村は公営企業として下水道事業を実施していないため、水道料金だけの金額です。

(2) 第三セクターの経営状況

○ 第三セクターは事業によって経営状況に違いがみられ、不良債務が生じたり多額の補助で収支均衡を図ったりするなど、経営改革が必要となっている法人もあります。

資料8-1 第三セクターの経営状況



※資料：第三セクター等の状況に関する調査
 ※報告地方公共団体の単位で集計
 ※土地開発公社及び指定管理者収入代行方式の病院事業は除きます。

○ 第三セクターのうち土地開発公社については、多額の長期保有土地を抱えている法人もあり、解散も視野に入れた早期の見直しが必要となっています。

資料8-2 土地開発公社の経営状況

(単位:百万円)

公社名	出資(設立)団体	債務保証等 簿価総額	うち5年以上 保有	うち5年未満 保有	5年以上保有額/ 標準財政規模
舞鶴市土地開発公社	舞鶴市	0	0	0	0.0%
宇治市土地開発公社	宇治市	989	915	74	2.6%
亀岡市土地開発公社	亀岡市	0	0	0	0.0%
乙訓土地開発公社	向日市、長岡京市、大山崎町	386	0	386	0.0%
城南土地開発公社	城陽市、八幡市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村	2,488	2,368	120	5.3%
丹後地区土地開発公社	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	210	210	0	0.6%
学研都市京都土地開発公社	京田辺市、木津川市、精華町	335	34	301	0.1%
合計		4,408	3,527	881	1.6%

※資料：平成29年度土地開発公社事業実績調査